

日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例

運用マニュアル

令和5年3月20日

日出町政策企画課

目次

《逐条解説編》

1	条例制定の趣旨	1
2	条例の目的〔第1条〕	3
3	定義〔第2条〕	4
4	町・設置者及び管理者の責務〔第3条、第4条〕	9
5	設置等基準〔第5条〕	10
6	抑制区域〔第6条〕	11
7	事業計画の提出〔第7条第1項、第2項〕	13
8	事業計画の変更（設置工事の着手予定日等の変更）〔第7条第3項〕	18
9	事業計画の変更（設置者の氏名等の変更）〔第7条第4項〕	20
10	近隣関係者への説明〔第8条〕	22
11	工事完了の届出〔第9条〕	25
12	区域変更等工事等の届出〔第10条第1項〕	26
13	設置者の氏名等の変更届〔第10条第2項〕	28
14	廃止の届出〔第11条〕	29
15	立入検査等〔第12条〕	30
16	指導又は助言〔第13条〕	31
17	勧告及び公表〔第14条〕	32
18	国等の特例〔第15条〕	34
19	維持管理〔第16条〕	35
20	委任〔第17条〕	37
21	罰則・両罰規定〔第18条、第19条〕	37
22	施行期日	38
23	経過措置	39

《手続解説編》

1	太陽光発電設備等の設置に係る届出等に係る標準的な手続フロー	41
2	基本的な考え方	43
3	事前協議	43
4	近隣関係者への説明〔第8条〕	44
5	設置工事又は区域変更等工事における事業計画の届出〔第7条第1項及び第10条第1項〕	46

6	事業計画の変更の届出 [第7条第3項又は第4項]	47
7	完了の届出 [第9条]	47
8	設置者の氏名等の変更の届出 [第10条第2項]	47
9	廃止の届出手続 [条例第11]	47
10	添付書類について (規則第3条第2項、第10条第2項、第12条第2項、第13条第2項)	48
11	申請書及びその他の様式 (規則第3条第1項、第4条、第6条、第10条、第12条、第13条)	52
12	(参考) 太陽光発電設備の設置工事等に関する主な担当窓口一覧	61

逐条解説編

1 条例制定の趣旨

令和2年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

一方で、固定価格買取制度の導入以降、太陽光発電設備の普及に伴い、建築基準法や都市計画法の適用を受けない自立した太陽光発電設備等については、景観・眺望の阻害や太陽光パネルの反射光による住環境の悪化、土地の形質変更に伴う防災機能の低下、設置計画の近隣への説明不足等が全国的な問題となっています。

日出町でも、平成25年に日出町発電施設設置事業指導要綱を定め、大規模な発電施設の設置に対して、適正な事業の誘導や災害の防止、自然環境と生活環境の確保などを図り、自然と調和したまちづくりを推進してきましたが、日当たり等の条件の良さから、主に太陽光発電設備が広範囲に設置されている状況にあります。

こうしたことから、太陽光発電設備等と地域環境との調和を図るため、太陽光発電設備等の設置等をする際の基準を設けるとともに、住民との調整などの手続を定める「日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例」を制定し、良好な環境や安全な町民生活の確保を目指すこととしました。

※法令等の略称

本マニュアルにおいては、法令等について下記の省略名で表記している。


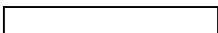
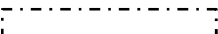
条例：日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例（令和4年日出町条例第32号）

規則：日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例施行規則（令和5年日出町規則第1号）

FIT法：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）

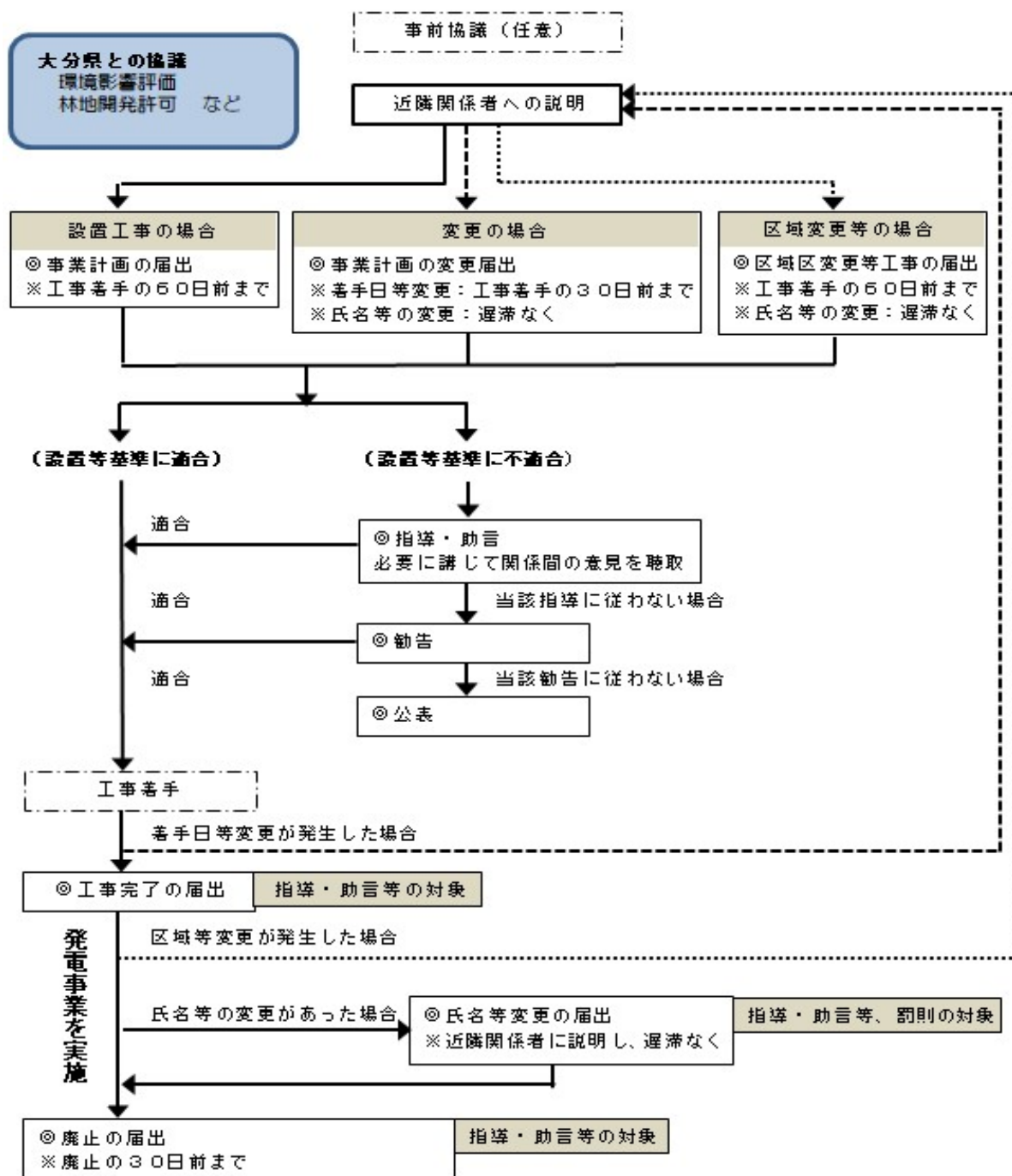
FIT法施行規則：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）

<枠線の凡例>

- | | |
|---|-----------|
|  | : 条例による規定 |
|  | : 規則による規定 |
|  | : 参考事項等 |

設置工事及び区域変更等工事の届出等の流れ

◎：条例に基づく届出等の事務



◎指導・助言等 事業計画等の届出の際、設置等基準に不適合があった場合は、指導・助言、勧告・公表を行う

◎立入検査等 条例の施行に関し必要があると認めるときは、報告を求め、必要に応じて、指導・助言、勧告・公表を行う

◎勧告等の対象 工事完了又は廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき、条例の規定に基づく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときには、勧告・公表の対象

◎国等の特例 国等についても、上記の届出等の手続を簡素化したものを課す。

罰 則 事業計画、その変更等に係る届出をせず、又は虚偽の届出等を行った場合、5万円以下の罰金

2 条例の目的

(目的)

第1条 この条例は、町内における太陽光発電設備等の設置及び管理（以下「設置等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、太陽光発電設備等と地域環境との調和を図り、もって事業区域及び周辺地域における災害の防止及び生活環境の保全と町民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

本条例における地域環境とは、事業区域周辺の地域における良好な景観・眺望や、住民が安全で安心に暮らせるための居住環境（特に防災上や安全上の環境）等を指している。

(1) 地域環境に及ぼす影響

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入以降、太陽光発電設備の普及に伴い、建築基準法、都市計画法、森林法、景観法、景観条例などの規制の適用を受けない太陽光発電設備において、地域環境に及ぼす影響として次のような問題等が顕在化している。

- ・ 景観・眺望の阻害
- ・ 太陽光パネルの反射光による住環境の悪化
- ・ 土地の形質変更に伴う防災機能の低下
- ・ 設置計画の近隣への説明不足等

(2) 太陽光発電設備等の設置等

本条例では、太陽光発電設備等の設置と管理を合わせて、「太陽光発電設備等の設置等」と呼ぶ。なお、(1)のような影響に鑑み、太陽光発電設備等の設置段階だけでなく、維持管理段階においても、地域環境との調和を図る必要があることから、維持管理に関する基準や手続等を定めている。

3 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備等 太陽光又は風力を電気に変換する設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。）その他これに類する設備で地域環境との調和を図る必要があるものとして規則で定めるものをいう。
- (2) 事業区域 太陽光発電設備等の用に供する土地の区域をいう。

(1) 太陽光発電設備等

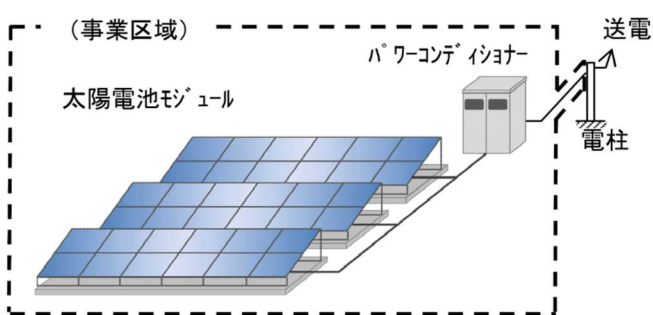
太陽光発電設備等とは、太陽光発電設備及び風力発電設備、その他同様な発電設備等で、地域環境との調和を乱すおそれがあるような設備を想定している。

なお、条例上は、太陽光発電設備及び風力発電設備以外で、「その他これに類する設備で地域環境との調和を図る必要があるものとして規則で定めるもの」と規定しているが、現時点では定めておらず、将来的にそのような設備が現れた時点で追加を検討することとしている。

ア 太陽光発電設備


太陽光発電設備とは、太陽光を電気に変換する太陽電池モジュール、それを支持する架台及びその附属施設（パワーコンディショナーや接続箱等の附属設備を含む。）等をいい、それらを設置するために必要な土地も含むものとする。 具体には、太陽電池モジュール等が独立して立っているものや、湖沼、ため池などの水面に設置するもの、その他ダム等の堤体等を利用するものなどを対象とし、建築物の屋根や屋上に設置するものや壁面を利用して設置するものは対象外としている。

届出対象となる太陽光発電施設のイメージ




太陽光発電施設のイメージ

- ・太陽電池モジュール：太陽電池を多数組み合わせ、太陽電池をガラス板やアルミ板で挟み、パネル状にしたもの。ソーラーパネル、太陽光パネルとも呼ばれる。
- ・パワーコンディショナー：発電された電気を家庭や工場でするように変換する装置。



独立設置の太陽電池モジュール



©権現ダム堤体法面
ダム堤体設置の太陽電池モジュール

太陽光発電設備と工作物の違い

本条例では、太陽光発電設備のうち、太陽光を電気に変換する設備及びその附帯施設を併せたものを「工作物」と位置付けており、事業区域内の土地は除くものとしている。

太陽光発電設備等に含まれる範囲について

本条例でいう太陽光発電設備は、FIT法で定義される太陽光発電設備より広い概念となっている。なお、FIT法においては、その機能に着目していることから「太陽光発電設備」と表現しているものと考えられるが、本条例においては、立地している工作物そのものやその立地している土地に着目し、それらを含めて「太陽光発電設備」と表現している。

(参考) FIT法(抜粋)

第二条 この法律において「再生可能エネルギー電気」とは、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいう。

2 この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。

3 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、次に掲げるエネルギー源をいう。

- 一 太陽光
- 二 風力
- 三 水力
- 四 地熱

五 バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。第九条第五項及び第七項において同じ。

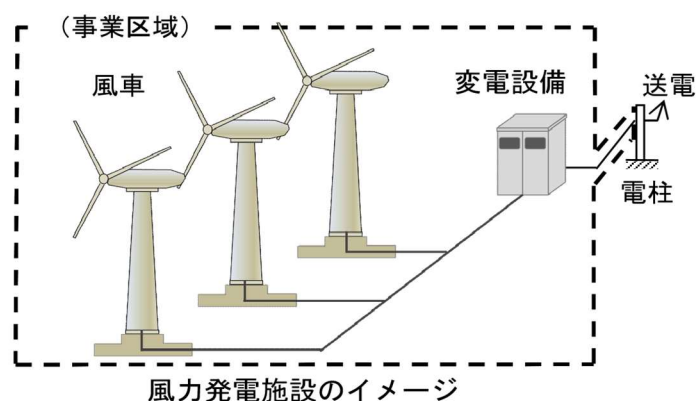
六 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるもの

イ 風力発電設備

風力発電設備とは、風力を電気に変換する風車、それを支持する工作物及びその附帯施設(電力変換装置や変圧器等の附帯設備を含む。)等をいい、それらを設置するために必要な土地も含むものとする。

なお、太陽光発電設備と同様に、建築物の屋根や屋上に設置するものは対象外としている。

届出対象となる風力発電施設のイメージ



風力発電施設の設置例

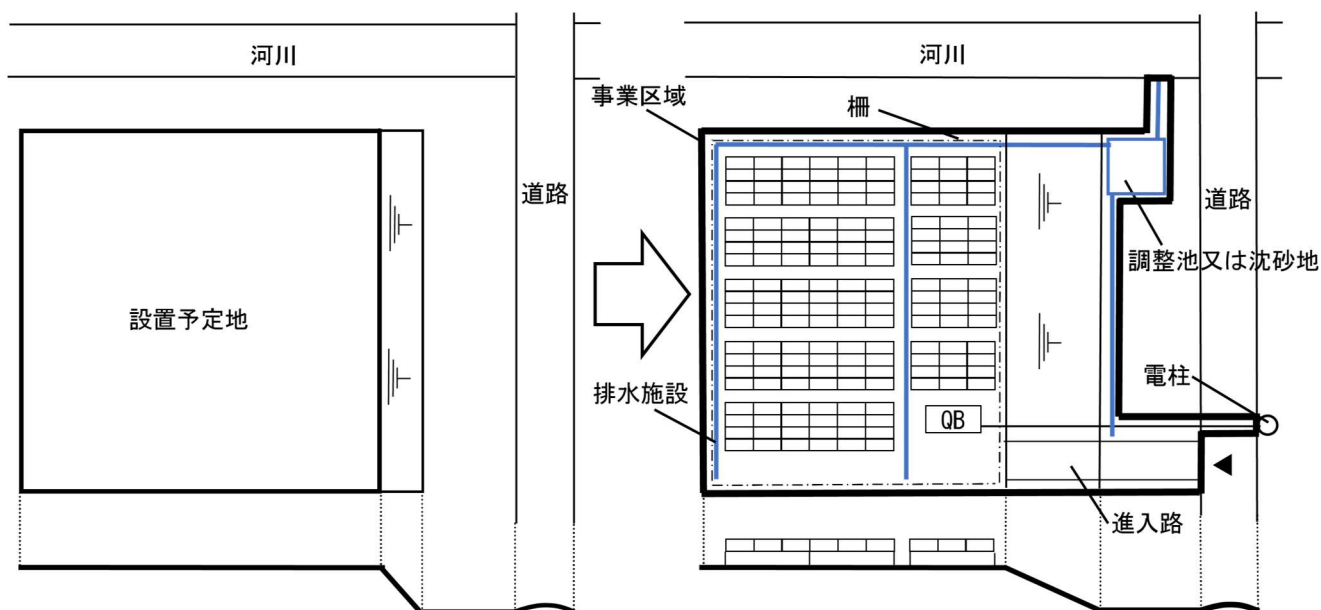
ウ 建築物に設置する太陽光発電設備等について

本条例では、建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置される施設を除外している。これは、建築物の建築に併せて太陽光発電設備等を設置する場合、土地の形質変更については都市計画法に基づく開発許可申請、建築物及び太陽光発電設備等については建築基準法に基づく建築確認申請、また、景観・眺望については景観条例に基づく大規模建築物等の届出により、条例で規定する設置等基準と同等の性能が担保されることから実質的に問題になることは少ないと考えられるためである。

(2) 事業区域

事業区域とは、太陽光発電設備等を設置及び管理する上で必要となる土地の区域であり、道路（建築基準法第42条各号に掲げる道路及び公衆用道路等の公に開放された道）から施設までの進入路（当該施設へのアクセスのために必要な管理道等）や土地を安定させるために造成する部分（法面や擁壁、排水施設等を含む。）も含む。

なお、ため池等の水面に太陽光発電設備を設置する場合の事業区域の範囲は、水面に設置する太陽電池モジュール（フロート部分を含む。）の水平投影面積に、陸上に設置する附帯施設等に必要な土地を加えた区域とする。



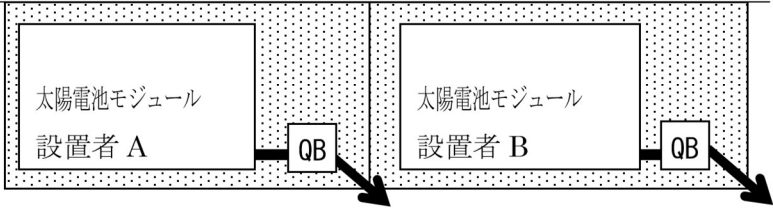
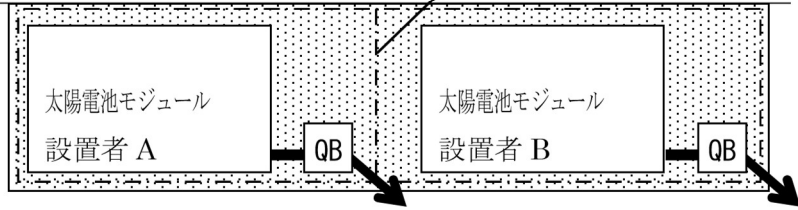
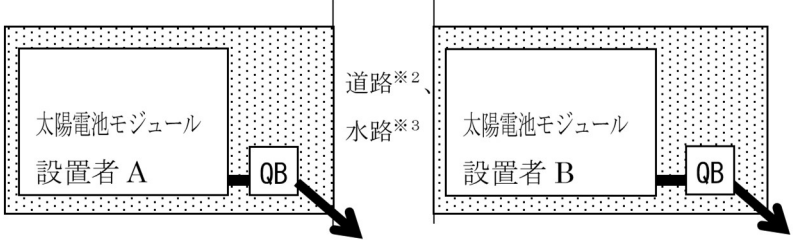
QB：キュービクル

また、隣接し合う複数の区域に太陽光発電設備等が設置される場合や複数の区域に存する太陽光発電設備等においてキュービクル等の設備、管理道、排水施設等が共用される場合は、それぞれの区域における設置者が異なるときであっても、原則として一体の事業区域として取り扱うものとする。

この取り扱いは、条例施行規則11条に規定する区域変更について準用する。

○「一体の事業区域」のイメージ

ア 隣接し合う複数の区域に太陽光発電設備等が設置される場合

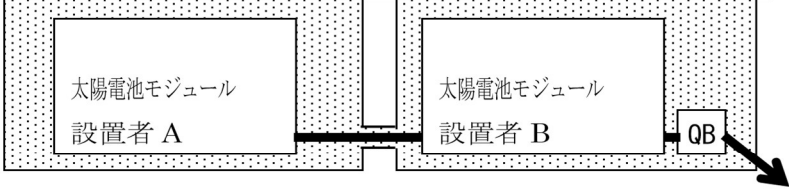
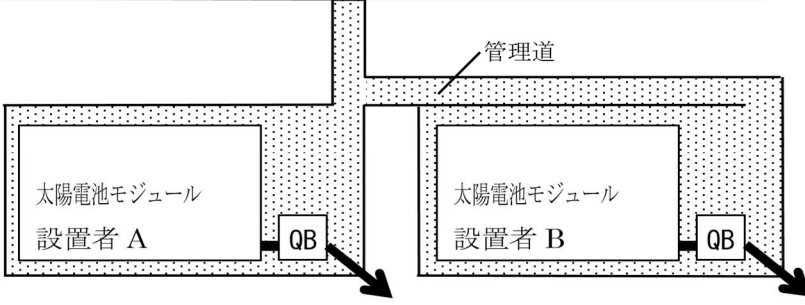
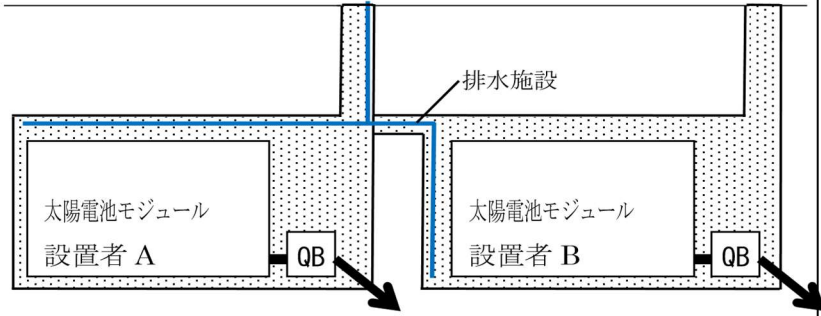
イメージ例	考え方
<p style="text-align: center;">道路</p> 	<p>隣接し合う複数の区域に施設が設置される場合は一体の事業区域とする。^{※1}</p>
<p style="text-align: center;">道路 柵等</p> 	<p>隣接する複数の区域が柵等で分断されていても一体の事業区域とする。^{※1}</p>
	<p>道路^{※2}や水路^{※3}を挟んで接し合う複数の区域に施設が設置される時も一体の事業区域とする。^{※1}</p>

※1 各区域の土地の所有権の履歴、各設置者の資本や役員等の実態、各施設の FIT 法に係る手続等の状況、各施設の設置に係る関係法令の手続の代理人、工事施工者、工事の時期や内容等の状況などを総合的に勘案し、明らかに異なる事業と認められる場合は、一体の事業区域として取り扱わない。

※2 高速道路、自動車専用道路並びに2車線以上（幅員6.5m以上でセンターラインあり）の一般国道及び主要地方道である県道を除く。

※3 河川法第3条に規定する二級河川を除く。

イ 複数の区域に存する太陽光発電設備等において設備等が供用される場合

イメージ例	考え方
<p style="text-align: center;">道路</p> 	<p>複数の区域に存する施設においてキュービクル等の設備が共用されるときは一体の事業区域とする。</p>
<p style="text-align: center;">道路</p> 	<p>複数の区域に存する施設において施設へのアクセスのための管理道等が共用されるときは一体の事業区域とする。</p>
<p style="text-align: center;">道路</p> 	<p>複数の区域に存する施設において排水施設等が共用されるときは一体の事業区域とする。</p>

※ 上記のほか、複数の区域に存する設備において維持管理や保守点検等を行うために土地や工作物が共用される場合は一体の事業区域とする。

4 町・設置者及び管理者の責務

(町の責務)

第3条 町は、第1条に定める目的にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を実施するものとする。

(設置者及び管理者の責務)

第4条 設置者（太陽光発電設備等を設置する者をいう。以下同じ。）及び管理者（太陽光発電設備等を管理する者をいう。以下同じ。）は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業（太陽光又は風力によるものに限る。以下「太陽光発電事業等」という。）の実施にあたり、関係法令及びこの条例を遵守し、事業区域及び周辺地域における災害を防止し、生活環境、景観その他自然環境に十分配慮し、並びに近隣関係者（第8条第1項の近隣関係者をいう。）と良好な関係を保たなければならない。

2 管理者は、地域環境との調和に支障を生じさせないように太陽光発電設備等の適切な管理に努めなければならない。

(1) 町の責務（第3条）

別に定める設置等基準が遵守されるように、また太陽光発電設備等と地域環境との調和が図られるように、太陽光発電設備等の設置の計画や状況を把握し、設置等基準への適合の確認や必要に応じた指導・助言、勧告・公表など業務の総合的な調整を行うことが、条例上の町の責務としている。

また、届出前に説明が必要な近隣関係者の範囲やその説明方法に関する助言、設置者及び管理者と地元自治区等の近隣関係者との間で必要となる調整などが町の責務として位置付けている。

(2) 設置者及び管理者の責務（第4条）

①第1項に規定する設置者及び管理者の責務として、森林法、電気事業法、FIT法等の関係法令等を遵守するほか、町の責務である（1）に掲げる調整に協力することを位置付けている。あわせて、条例の趣旨に従い、太陽光発電設備等と地域環境との調和を図るために必要な措置を講ずることを位置付けている。

②第2項に規定する管理者の責務として、居住環境や景観等の地域環境との調和に支障を生じさせないように太陽光発電設備等を適切に管理するよう努めることを位置付けている。なお、適切な管理とは、設置等基準に適合している状態を保ち続けるほか、FIT法の事業計画策定ガイドライン等に定める維持管理等に関する規定を遵守することを含むものとする。

設置者とは

設置者とは、太陽光発電設備等の設置をする者又は設置を行おうとする者を指す。FIT法の認定を受けた事業者が一般に該当するものと考えられる。

管理者とは

管理者とは、太陽光発電設備等を維持・管理する者で、設置者から再生可能エネルギー発電事業の委託を受け、又は事業を受け継いで太陽光発電設備等を維持・管理する者を指し、設置者が引き続き管理者となる場合も含むものとする。なお、太陽光発電設備等にはその土地も含むことから、土地の管理者も含むものとする。

5 設置等基準

(設置等基準)

第5条 町長は、地域環境との調和を図るために必要な太陽光発電設備等の設置等に関する基準（以下「設置等基準」という。）を定めるものとする。

2 設置等基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 太陽光発電設備等の設置に係る防災上の措置に関する事項

(2) 生活環境の保全を図るために行う措置に関する事項

(3) 太陽光発電設備等の安全性の確保に関する事項

(4) 太陽光発電設備等の廃止後において行う措置に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的の達成のために町長が必要と認める事項

3 町長は、第1項の規定により設置等基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 町長は、設置者が計画する太陽光発電設備等が設置等基準に適合しないと認める場合は、その設置者に対し、当該設置等基準に適合させるため必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(1) 設置等基準の規定の背景

建築基準法や都市計画法の適用を受けない自立した太陽光発電設備等については、景観・眺望の阻害や太陽光パネルの反射光による住環境の悪化、土地の形質変更に伴う防災機能の低下、設置計画の近隣への説明不足等への対応が課題となっている。

こうした中で、関係法令による一定の行為制限があるものの、制限項目や適用規模により適用を受けない基準もあり、一定の水準を保持した太陽光発電設備等として地域環境との調和を図っていくことは難しい状況にあった。

このため、第2項のとおり、太陽光発電設備等について、防災上の措置に関する事項、設備等の安全性に関する事項などの設置に関する基準を設けるとともに、廃止後の措置や維持管理等に関する事項も含めた太陽光発電設備等の設置等に関する基準（設置等基準）を設けている。

なお、設置等基準については、第3項のとおり別に告示（令和5年日出町告示第6号）し、この設置等基準を解説する「技術マニュアル」において、その具体の運用を示している。

(2) 適合性の確認を省略できる設置等基準

例えば、森林法の規定に基づく林地開発許可の対象となる場合には、設置等基準のうち、防災上の措置に関する事項の適合性の確認を省略するなど他法令における法的手続と同様の行為制限となる場合、設置等基準の当該部分について適合性の確認を省略できるようにしている。省略可能な設置等基準については、「技術マニュアル」において具体的に明示している。

なお、適合性の確認を省略する場合は、事業計画の届出時に許可書等の写しを添付するか、申請中の場合は申請書等の写しを添付の上、工事着手までに許可書等の写しを提出することとする。

(3) 設置等基準の適用規模・適用時期

本条例では、事業計画の届出が必要な事業区域の規模を3,000㎡以上（風力発電設備は原則5,000KW以上）としているが、設置等基準の適用については、事業区域の規模等にかかわらず、条例施行後に工事着手する全ての設備に適用されることとなる。特に、条例の施行後に届出対象規模未満の設置工事に着手し、その後区域変更工事により届出対象規模となった場合には、施設全体の基準適合性を確認することとなるため、注意が必要である。

6 抑制区域

(抑制区域)

第6条 町長は、設置者及び管理者が行う太陽光発電事業等について、設置者及び管理者に対し、抑制区域（太陽光発電事業等の実施に際し、この条例の目的の達成のために特に配慮が必要と認められる区域をいう。）を事業区域に含めないよう求めることができる。

2 前項の抑制区域は、次のとおりとする。

(1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地

(2) 次に掲げる文化財が所在する土地の区域

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の指定を受けた重要文化財

イ 文化財保護法第57条第1項の登録を受けた有形文化財

ウ 文化財保護法第78条第1項の指定を受けた重要有形民俗文化財

エ 文化財保護法第90条第1項の登録を受けた有形の民俗文化財

オ 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財

カ 文化財保護法第109条第1項の指定を受けた史跡名勝天然記念物

キ 文化財保護法第132条第1項の登録を受けた記念物

ク 大分県文化財保護条例（昭和30年大分県条例第12号）第4条第1項の指定を受けた県指定有形文化財

ケ 大分県文化財保護条例第30条第1項の指定を受けた県指定有形民俗文化財

コ 大分県文化財保護条例第35条第1項の指定を受けた県指定史跡名勝天然記念物

サ 日出町文化財保護条例（昭和51年日出町条例第10号）第4条第1項の指定を受けた町指定有形文化財

シ 日出町文化財保護条例第26条第1項の指定を受けた町指定有形民俗文化財

ス 日出町文化財保護条例第34条第1項の指定を受けた町指定史跡名勝天然記念物

(3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の保安林

(4) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号イの農用地区域

(5) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域

(6) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域及び同法第54条第1項の河川保全区域

(7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

(8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

(9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の鳥獣保護区

(10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める区域

3 前項第10号の規則で定める区域は、この条例の目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。

(抑制区域)

第2条 条例第6条第2項第10号の規則で定める区域は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びにこれらの周辺地域のうち、これらの地域に居住する者の生活環境に配慮することが特に必要と認められるものとして、町長が指定する区域
 - (2) 自然環境が良好な地区のうち、その地区の周辺の自然的社会的条件に応じて、自然環境を保全することが特に必要と認められるものとして、町長が指定する区域
- 2 町長は、前項各号の区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 抑制区域設定の趣旨

自然条件や地形等の要素により、特定の区域に太陽光発電設備等を設置すること自体が、景観や眺望の阻害、生活環境の悪化、防災機能の低下につながり、住民生活の安全や豊かな自然環境に悪影響を及ぼす区域が存在する。発電事業の継続が困難になる可能性がある区域ともいえる。

これらの区域を事前に明示し、太陽光発電事業等の実施について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として設置者に対し事業区域に含まないように求めることで、災害の防止や良好な自然環境等の保全、太陽光発電設備等と地域環境との共生を図ることとした。

また、抑制区域を明示することで、設置者においても、計画段階からそれらの区域を避けて検討できるため、不要な計画をせずに済むメリットがあるといえる。

(2) 抑制区域の範囲について

条例第6条第2項の(1)から(9)までは、他法令において指定等を受けている地域を挙げている。また、(10)では、(1)から(9)に該当しない地域であっても、必要に応じて規則で指定できるよう規定している。現在は、規則第2条第1項(1)(2)において、法令等で指定が無い地域であって、周辺関係者の生活環境に配慮することが特に必要と認められる区域や、周辺の自然的社会的諸条件からみて、その地区における自然環境を保全することが特に必要と認められる区域を抑制区域として指定できるよう規定している。

7 事業計画の届出

(事業計画の届出)

第7条 設置者(第15条第1項に規定する国等を除く。以下同じ。)は、太陽光発電設備等(次の各号に掲げる太陽光発電設備等の区分に応じ、当該各号に定める規模又は能力を有するものに限る。第12条及び第15条第2項を除き、以下同じ。)の設置に係る工事(当該設置に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。以下「設置工事」という。)をしようとするときは、当該設置工事に着手する日の60日前までに、次条第1項の説明の実施状況を記録した書類(以下「近隣説明実施記録」という。)を添えて、当該太陽光発電設備等の設置等に関する計画(以下「事業計画」という。)を町長に届け出なければならない。

- (1) 太陽光を電気に変換する設備 事業区域の面積が3,000平方メートル以上
- (2) 風力を電気に変換する設備 出力が5,000キロワット以上

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 設置者及び管理者(第15条第1項に規定する国等を除く。以下同じ。)の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。)
- (2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 設置工事及び設計の概要
- (5) 太陽光発電設備等の管理の方法(太陽光発電設備等の廃止後において行う措置を含む。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(事業計画の届出)

第3条 条例第7条第1項(条例第10条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、事業計画届出書(様式第1号)を町長に提出して行わなければならない。

2 前項の事業計画届出書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、別表第1に掲げる図書の一部について、町長がその必要がないと認めたときはこの限りでない。

(近隣説明実施記録の様式)

第4条 条例第7条第1項、第3項及び第4項(条例第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに条例第10条第2項に規定する近隣説明実施記録の様式は、様式第2号によるものとする。

(事業計画に定める事項)

第5条 条例第7条第2項第6号(条例第10条第1項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画に係る太陽光発電設備等の区分
- (2) 条例第7条第1項第1号に掲げる太陽光を電気に変換する設備(以下「太陽光発電設備」という。)及び同項第2号に掲げる風力を電気に変換する設備(以下「風力発電設備」という。)の出力

(1) 届出の趣旨

自然環境の保全、土砂災害の防止等の観点から、関係法令において許可制度等が存在し、太陽光発電設備等の設置について、これらの法令等の目的に即した行為制限が行われている。今回の条例の目的は、太陽光発電設備等の立地そのものを規制するものではなく、立地に際し、周辺環境との調和を図ることを目指すものであることから、届出制度を採用している。

(2) 届出の対象となる規模について

本条例では、広域的な観点から、特に地域環境に大きな影響を及ぼすおそれのある一定以上の規模を有する設備を届出等の対象としている。

太陽光発電設備については、例えば、1haを超える場合、森林法の規定に基づく林地開発許可の申請の対象とされているが、許可の申請が不要な1ha（令和5年4月からは0.5ha）以下のものもトラブルが多いことから、これ以下の面積として、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例に規定するたい積行為を行う場合に県知事許可が必要となる基準と同じ3,000㎡以上を対象としている。なお、開発行為の許可申請については、都市計画区域外では対象面積が変わるが、本条例においては、届け出の趣旨を鑑みて、都市計画区域の内外において一律に3,000㎡とした。

風力発電設備については、大分県環境影響評価（環境アセスメント）の対象となっていることから、本条例の対象規模については、環境アセスの第2種対象事業と同等の5,000kW以上としている。

災害発生の恐れ

都市計画法、農地法、森林法等により規制を受ける開発行為については、構造基準等により、崩落等の災害発生防止が図られていますが、土砂の埋立については、森林法（1ha以上の林地開発事業）、自然公園法（特別地域等）以外は対象となっておらず、規制対象外の埋立の中には崩落につながるおそれのある埋め立てもあり、平成17年4月には、日出町で住民の不安が現実となる県外土砂の崩落事故が発生しました。

（大分県ホームページ「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例について」から転載）

(3) 対象規模を限定しない規定

太陽光発電設備等の定義として「事業区域の面積が3,000平方メートル以上の太陽光発電設備」、「出力5,000キロワット以上の風力発電設備」と規定しているが、条例上の一部の規定については、次の理由から適用しないこととしている。

第12条：立入検査等については、事業区域の面積等が不明なものに対して求める場合も想定されるため。

第15条第2項：国等への報告の徴収についても、第12条と同様。

また、第1条から第6条までの責務や設置等基準等に関する規定についても、全ての太陽光発電設備等に共通の規定であると考え、規模を限定していない。（別表「太陽光発電設備等の属性別の条例の規定の適用状況」参照）

(4) 近隣説明実施記録の添付の趣旨等

本条例において、太陽光発電設備等の設置の際に、地域住民とのトラブルを防止するため、事業計画の届出の前に近隣関係者への説明を義務付けている。（条例第8条参照）

近隣関係者へ一定の水準の説明を実施しているかどうかを確認するために、事業計画の届出時に近隣説明実施記録の添付を求めている。なお、近隣説明実施記録には、次の内容を記載することとしている。(規則様式第2号参照)

・設置者の氏名及び住所 の関係	・事業区域の所在地 ・説明の方法	・説明した近隣関係者の氏名等及び事業区域と ・説明の状況 等
--------------------	---------------------	-----------------------------------

(5) 設置工事

本条例における設置工事とは、太陽光発電設備等を設置するために行う、太陽電池モジュールや風車、パワーコンディショナーや変電設備等を設置する工事及びそれらの工事に伴い必要な木竹の伐採や造成工事も含むものとする。

(6) 設置工事の着手

本条例における設置工事の着手とは、現場における工事の着手を指すもので、その範囲には、木竹の伐採や造成工事を含むが、現地調査、測量、資材・車両の搬入、パネルの製作、墨だし等の準備工は含まないものとする。

なお、設置工事の着手に当たっては、必要な法的手続等を行った上で着手されるものであることのほか、工事に着手した後に、正当な理由なく工事を行わないなど、継続性が確認できないものについては着手とみなすことができない場合があるので注意が必要である。

(7) 太陽光発電設備等の管理の方法

太陽光発電設備等の運転開始後において、事業区域内の表土等が区域外に流出したり、太陽電池モジュールや架台の老朽化等に伴い、事業区域外に工作物が飛散したりするなど、維持管理期間中に、太陽光発電設備等と地域環境との調和が図られない場合が考えられる。このような事態を回避するため、事業計画書の届出時に、あらかじめ太陽光発電設備等の管理の方法を明確にさせることとしている。

具体には、管理者等の概要、管理の方法等の概要、廃止後において行う措置に関する計画の概要等を定めるものとしている。

(8) 届出等の書式

事業計画の届出を行う際の書式としては、規則で定める様式第1号(事業計画届出書)により行い、その際様式第2号の近隣説明実施記録を添付することとする。また、添付図書については規則別表第1に定めている。

これらについては、事業計画を変更する場合や区域変更等工事を行う場合も同様とし、事業計画の変更をする場合には変更後の事業計画届出書(様式第3号)によるものとする。

(9) 届出の要件について

条例に基づく届出については、届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることなどの形式上の要件に適合する必要がある。

なお、事業計画が、他法令の規定等に抵触するなど、その実現性や真実性が認められない場合は、届出書の記載事項や添付書類に不備があり、届出の要件を満たさないものとして取り扱う。

○太陽光発電設備等の属性別の条例の規定の適用状況

【凡例】 ○：適用、－：適用しない、△：括弧内の場合等に限り適用、→：準用する

属 性		条例施行前設置設備	条例施行後設置設備	
			3,000 m ² 以上	3,000 m ² 未満
事業区域面積				
§ 4 (設置者・管理者の責務) § 5① (設置等基準)		△ (条例施行後に改変する部分のみ)	○	○
§ 8① (近隣関係者説明)		△ (区域変更等工事をする場合)	○	－
§ 7① (設置工事の届出)		－	○	－
§ 7③・④ (設置工事の事業計画の変更に係る届出)		－	○	－
§ 9 (設置工事完了の届出)		－	○	－
§ 10①→7① (区域変更等工事の届出)		△ (区域変更等工事をする場合)	△ (区域変更等工事をする場合)	－
§ 10①→7③・④ (区域変更等工事の事業計画の変更に係る届出)		△ (区域変更等工事をする場合)	△ (区域変更等工事をする場合)	－
§ 10①→9 (区域変更等工事完了の届出)		△ (区域変更等工事をする場合)	△ (区域変更等工事をする場合)	－
§ 10② (設置工事完了後の設置者の氏名等の変更の届出)		△ (区域変更等工事をした場合)	○	－
§ 11 (太陽光発電設備等の廃止届出)		△ (区域変更等工事をした場合)	○	－
§ 12 (立入検査等)		○	○	○
§ 13① (設置 (区域変更等) 工事の届出、設置 (区域変更等) 工事の事業計画の変更に係る届出、設置 (区域変更等) 工事完了の届出、設置者の氏名等の変更の届出、廃止届出を受けた指導・助言)		△ (区域変更等工事をする、又はした場合)	○	－
§ 13② (§ 12①の報告について指導・助言)		○	○	○
§ 14 (勧告・公表)	§ 9の届出をしない場合	－	○	－
	§ 10①→§ 9の届出をしない場合	△ (区域変更等工事をする場合)	△ (区域変更等工事をする場合)	－
	§ 11の届出をしない場合	△ (区域変更等工事をした場合)	○	－
	§ 12の報告をしない場合	○	○	○
	§ 13①の指導に従わない場合	△ (区域変更等工事をする、又はした場合)	○	－
	§ 13②の指導に従わない場合	○	○	○

§ 15① 国等の特例 (届出関係)	§ 7 の例(国等の設置工事の通知)	—	○	—
	§ 7③・④の例(国等の設置工事の事業計画の変更に係る通知)	—	○	—
	§ 9 の例(国等の設置工事完了の通知)	—	○	—
	§ 10①の例(国等の区域変更等工事の通知)	△ (区域変更等工事をする場合)	△ (区域変更等工事をする場合)	—
	§ 10①→7③・④の例(国等の区域変更等工事の変更に係る通知)	△ (区域変更等工事をする場合)	△ (区域変更等工事をする場合)	—
	§ 10①→9 の例(国等の区域変更等工事完了の通知)	△ (区域変更等工事をする場合)	△ (区域変更等工事をする場合)	—
	§ 10②の例(国等の設置工事完了後の設置者の氏名等の変更の通知)	△ (区域変更等工事をした場合)	○	—
	§ 11 の例(国等の太陽光発電設備等の廃止の通知)	△ (区域変更等工事をした場合)	○	—
§ 15② (国等の特例 (報告徴収関係))		○	○	○
§ 15③ (国等の特例 (指導・助言・勧告・公表関係))	§ 15①の太陽光発電設備等の設置(区域変更等)工事の通知、設置(区域変更等)工事の事業計画の変更に係る通知、設置(区域変更等)工事完了の通知、設置者の氏名等の変更の通知、廃止通知を受けた要請	△ (区域変更等工事をする、又はした場合)	○	—
	§ 15②の報告徴収を受けた要請	○	○	—
§ 16 (維持管理)		○ (設置等基準を適用しない場合)	○	○
§ 18 (設置 (区域変更等) 工事の届出、設置 (区域変更等) 工事の事業計画の変更に係る届出、設置工事完了後の設置者の氏名等の変更の届出義務違反に対する罰則)		△ (区域変更等工事をする、又はした場合)	○	—
§ 19 (両罰規定)		△ (区域変更等工事をする、又はした場合)	○	—

※ 区域変更等工事：【規則第 11 条参照】区域変更又は増設等に係る工事、事業区域の区域変更（規則で定める区域変更の場合に限る。）(*1)若しくは太陽光発電設備等の増設、移転、修理、改造に係る工事（これらの行為に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。）

*1 既存の太陽光発電設備等の事業区域の面積の変更を行う行為で、これらの行為に係る工事の着手前又は完了後において、その事業区域の面積が 3,000 m²以上となるものとする。ただし、当該工事の着手前及び完了後の事業区域の面積が 3,000 m²以上であって、当該行為により増減する事業区域の面積が変更前の事業区域の 10 分の 1 未満であるものを除く。

8 事業計画の変更（設置工事の着手予定日等の変更）

（事業計画の届出）

第7条（略）

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち次に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。以下「設置工事の着手予定日等の変更」という。）をしようとするときは、当該変更に係る設置工事に着手する日の30日前までに、近隣説明実施記録を添えて、当該変更後の事業計画を町長に届け出なければならない。

- (1) 前項第2号から第4号までに掲げる事項
- (2) 前項第6号に掲げる事項のうち規則で定める事項

（事業計画の変更の届出）

第6条 条例第7条第3項又は第4項（条例第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出は、変更後の事業計画届出書（様式第3号）を町長に提出して行わなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項に規定する届出について準用する。

（届出を要しない軽微な変更）

第7条 条例第7条第3項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第7条第2項第2号に掲げる事項の変更のうち、同条第1項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る設置工事の着手予定日を当該着手予定日とされた日前の日にする変更以外の変更
- (2) 条例第7条第2項第4号に掲げる事項の変更のうち、次に掲げるもの
 - ア 工作物の構造耐力上主要な部分以外の部分（太陽光発電設備にあつては太陽電池モジュールに係るものを、風力発電設備にあつては風車に係るものを除く。）の材料又は構造の変更
 - イ アに掲げるもののほか、変更後においても設置等基準に適合することが明らかな変更

2 条例第7条第4項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第7条第2項第1号に掲げる事項のうち、法人その他の団体の代表者の氏名の変更
- (2) 条例第7条第2項第5号に掲げる事項について、一時的又は突発的な事故に対応するための管理作業及び作業回数の増加

（変更の届出をすべき事項）

第8条 条例第7条第3項第2号（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める事項は、第5条各号に掲げる事項とする。

（1）設置工事の着手予定日等の変更の届出の趣旨

事業計画のうち、①設置工事の着手予定日及び完了予定日、②事業区域の所在地及び面積、③設置工事の設計の変更、及び④施設等の区分や出力の変更については、「設置工事の着手予定日等の変

更」と規定している。これらは設置工事に関する重要な変更であることから、変更する場合は、近隣関係者への説明を実施した上で、変更に係る設置工事に着手する日の 30 日前までに、変更後の事業計画を届け出る必要がある。

(2) 届出を要しない軽微な変更

設置工事の着手予定日等の変更のうち、届出を要しない軽微な変更について、規則第 7 条で規定している。

第 1 号では、工期に関しては、着手予定日が早まる場合は近隣関係者への影響が大きいため、変更の届出を要することとするが、それ以外の着手予定日が遅れる場合や完了予定日の変更については軽微な変更として取り扱うことを規定している。

第 2 号では、設置等基準に関して、材料又は構造の変更があっても関係法令の基準を満たすもので基準に適合することが明らかであるので、アで軽微な変更として取り扱うこと規定している。ア以外の変更についても想定されるため、イの規定を設けている。

9 事業計画の変更（設置者の氏名等の変更）

（事業計画の届出）

第7条（略）

4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち次に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。以下「設置者の氏名等の変更」という。）をしたときは、遅滞なく、近隣説明実施記録を添えて、当該変更後の事業計画を町長に届け出なければならない。ただし、当該変更が設置者の氏名及び住所の変更である場合においては、当該変更後の設置者がこれを行わなければならない。

（1） 第2項第1号又は第5号に掲げる事項

（2） 第2項第6号に掲げる事項のうち規則で定める事項

（事業計画の変更の届出）

第6条 条例第7条第3項又は第4項（条例第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出は、変更後の事業計画届出書（様式第3号）を町長に提出して行わなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項に規定する届出について準用する。

（1）設置者の氏名等の変更の届出の趣旨

事業計画のうち、①設置者及び管理者の氏名及び住所、②太陽光発電設備等の管理の方法の変更については、「設置者の氏名等の変更」と規定している。これらの変更については、工事内容に直接関係しないため、変更が生じれば遅滞なく、近隣関係者への説明を実施した上で、変更後の事業計画を届け出ることとしている。

なお、ここで定義した「設置者の氏名等の変更」は第10条第2項においてもそのまま使用しているが、工事中の変更である本規定とは区別して規定している。

（2）届出者の変更について

「設置者の氏名等の変更」の内容が設置者の氏名及び住所の変更である場合は、当初の届出者ではなく、変更後の設置者が届け出ることとなり、それ以後の工事完了の届出等の手続についてもその者が行うこととなる。

（3）届出を要しない軽微な変更

設置者の氏名等の変更のうち、届出を要しない軽微な変更について、規則第7条第2項で規定している。

第1号では、単に法人その他の団体の代表者の氏名の変更だけについては軽微な変更として取り扱うことを規定している。実質的に代表者は同じであり、工事への影響を想定していない。

法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本を届出に添付すること。

第2号では、一時的又は突発的な事故に対応するための管理作業及び作業回数は、工事計画の事故前の状態への回復に限るものとし、事業計画の変更の届出は要しない。ただし、事故の内容については速やかに町へ報告するとともに、近隣住民等に影響がある場合は近隣住民等に説明を行い、信頼関係を損なわないように努めることを想定している。

緊急時の対応について

災害や一時的又は突発的な事故が発生した場合は、その内容について速やかに町へ報告するとともに、近隣住民等に影響がある場合は近隣住民等に至急連絡すること。

また、災害などで緊急に工作物の修理等が必要な場合で、色彩や材料等に変更がないなど、基準に適合していることが明らかな場合は、30日前までの届出等までは求めないが、災害発生時及び応急措置完了後速やかにその内容を町に報告することが望ましい。

災害などで近隣住民等に影響がある場合は近隣住民等に説明を行い、信頼関係を損なわないように努めることを想定している。

10 近隣関係者への説明

(近隣関係者への説明)

第8条 設置者は、前条第1項、第3項若しくは第4項（第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第10条第2項の規定による届出をする前に、太陽光発電設備等の設置等に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則で定める者（以下「近隣関係者」という。）に対し、事業計画の内容（同項に規定する設置者の氏名等の変更にあつては、当該変更に係る事項）について説明を行わなければならない。

2 前項の説明を行うに当たっては、設置者は、事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

(近隣関係者)

第9条 条例第8条第1項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者
- (2) 前号の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
- (3) 地元自治区（事業区域又は事業区域に隣接する土地（風力発電施設においては事業区域の境界線から300メートル以内の土地）を含む行政区（日出町行政区設置規則（令和2年日出町規則第17号）第2条に規定する行政区をいう。）に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）に所属する関係住民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業の実施により土砂災害の影響を受けるおそれがある区域に居住する者その他町長が別に定める者

(1) 近隣関係者への説明の趣旨

太陽光発電設備等の設置に当たり、これまでは、事前の説明がないことで、住民とのコミュニケーション不足によりトラブルの原因となることが少なくなかったことから、事前に事業計画の内容について近隣関係者の理解を得るため、本条例において近隣関係者への説明を義務付けている。

(2) 近隣関係者の範囲

近隣関係者は、設備の規模、周辺の地形等により、影響を及ぼす範囲は様々であり、一律にその範囲を条例において示すことは困難であることから、規則第9条において、共通のものとして第1号から第3号を規定するほか、地域の実情に応じて個別に指定できるよう第4号を規定している。

併せて、本条例が町民を対象としたものであることから、他市町村の区域に存する近隣関係者に対する説明義務はないものの、設置者としての説明義務や円滑な事業実施等の観点から、設置者において、他市町村の区域に存する近隣関係者に対しても説明することが望ましい。

なお、事業区域が、鉄道近傍（鉄道用地の敷地境界から50m以内）、道路近傍（高速自動車国道、一般国道等の道路用地の敷地境界から20m以内）となる場合は、設置者は鉄道又は道路を管理する者に対して説明することとする。

近傍については、平成30年12月に制定された「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を参考にした。

規則で規定する近隣関係者	考え方
(1) 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者	事業区域に隣接する土地の所有者及び土地を借地し事業活動等を行っている者については、隣接地で太陽光発電設備等が設置される影響も大きいと、そのことを事前に周知しておく必要がある。
(2) 前号の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者	事業区域に隣接する土地に建つ建築物の所有者や使用貸借又は賃借により居住や事業活動等を行っている者に対しても、同様に事前に周知しておく必要がある。
(3) 地元自治区（事業区域又は事業区域に隣接する土地（風力発電施設においては事業区域の境界線から300メートル以内の土地）を含む行政区（日出町行政区設置規則（令和2年日出町規則第17号）第2条に規定する行政区をいう。）に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）に所属する関係住民	<p>地元自治区に所属する関係住民に対して、影響を及ぼすおそれがある者として事前に周知しておく必要がある。</p> <p>風力発電設備での300メートルは、全国の自治体で住宅地から工作物までの距離の事例を参考とした。</p>
(4) 前3号に掲げるもののほか、事業の実施により土砂災害の影響を受けるおそれがある区域に居住する者その他町長が別に定める者	<p>事業の実施により土砂災害の影響を受けるおそれがある区域に居住する者。</p> <p>地域の実情に応じて、例えば、雨水排水等の第一放流先の水利権者や流域内の居住者、工事用車両の通行路が児童等の通学路と重複する場合の当該児童等が通学する学校の関係者など、近隣関係者に含めるべきと考えられる者に対しても事前に周知しておくこととする。</p>

土砂災害の影響を受けるおそれがある区域とは、事業区域内で土砂災害が発生した場合で、設備等が破損・崩落・流出等し、下流域の住民に著しい危険を及ぼすおそれがある区域で、特別警戒区域などが考えられる。

また、規則第9条第4号として、第一放流先が海であって漁業権が設定されている場合の漁業権者等も、大きな影響を受けることから説明を行うべきと考えられる。

(3) 近隣関係者への説明の考え方

条例第7条第1項、第3項、第4項又は第10条第2項において、それぞれ近隣関係者への説明を義務付けているが、規定ごとの考え方は下記のとおりである。

条例の規定	説明内容・考え方
第7条1項：事業計画の届出	事業計画の内容の全てを近隣関係者に説明することを義務付けたもので、工事着手の60日前までに行う届出より前に説明が必要である。
第7条3項：事業計画の変更の届出	設置工事に関する重要な変更であるため、変更する事業計画を近隣関係者に説明することを義務付けたもので、工事着手の30日前までに行う届出より前に説明が必要である。
第7条4項：設置者の氏名等の変更の届出	設置工事に直接関係しない設置者等の氏名等の変更が生じた場合に、変更後の事業計画を近隣関係者に説明することを義務付けたもので、変更後遅滞なく説明が必要である。 なお、この場合の近隣説明については文書によることも可とし、近隣関係者から求めがあるなど必要に応じて説明会等面談による説明を行うこととする。
第10条第1項：区域変更等工事の届出等	設置工事の完了後において設置者又は管理者が事業区域の区域変更（規則で定める区域変更の場合に限る。）若しくは太陽光発電設備等の増設、移転、修理、改造その他の規則で定める行為に係る工事（これらの行為に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。）をしようとする場合は、第7条の規定を準用する。（事業計画の届出、事業計画の変更の届出など）
第10条第2項：設置工事完了後の設置者又は管理者の氏名等の変更	設置工事の完了後において太陽光発電設備等に係る設置者の氏名等の変更をした場合は、近隣関係者に説明することを義務付けたもので、変更後遅滞なく説明が必要である。 なお、この場合の近隣説明については文書によることも可とし、近隣関係者から求めがあるなど必要に応じて説明会等面談による説明を行うこととする。

(4) 近隣関係者の理解

設置者は近隣関係者に対し単に説明をするだけでなく、将来的なトラブルを防ぐために、近隣関係者の理解を得た上で事業を進めることが必要である。

ただし、他の開発等に係る法令等も同意まで求めるものではないことから、本条例では説明に当たって、理解が得られるよう努めなければならないと規定している。

なお、設置等基準に適合する事業計画であっても、太陽光発電設備等の設置に関連して、近隣関係者から地域貢献や追加の措置などを要求されるケースが考えられる。これに対して、設置者が誠意をもって対応している場合は、近隣関係者の理解が完全に得られなくても、説明に当たって理解が得られるよう努めていると判断することを妨げない。

1 1 工事完了の届出

(工事完了の届出)

第9条 第7条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をした者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

(工事完了の届出)

第10条 条例第9条（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、工事完了届出書（様式第4号）を町長に提出して行わなければならない。

2 前項に規定する工事完了届出書には、別表第2に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 工事完了の届出の趣旨

設置工事が完了した場合には、工事中の各工程における状況の分かる写真や完成写真等を添付して届け出ることとしており、工事の完了について書面で確認することとしている。

また、工事完了後に太陽光発電設備等の維持管理行為が開始されることから、それを把握する目的も併せ持っている。

なお、工事完了の届出の際には事前に近隣関係者へ説明する必要はない。

(2) 完了時の添付図書

工事完了の届出の様式は規則様式第4号の様式とし、規則別表第2に掲げる図書を添付するものとしている。

なお、届出が不要な軽微な変更が生じた場合、この機会に併せてその内容のわかる図書を添付することとする。

1 2 区域変更等工事の届出等

(区域変更等工事の届出等)

第10条 第7条から前条までの規定は、設置工事の完了後において設置者又は管理者が事業区域の区域変更(規則で定める区域変更の場合に限る。)若しくは太陽光発電設備等の増設、移転、修理、改造その他の規則で定める行為に係る工事(これらの行為に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。以下「区域変更等工事」という。)をしようとする場合について準用する。

(区域変更又は増設等の行為)

第11条 条例第10条第1項に規定する規則で定める区域変更は、太陽光発電設備に係る区域変更であって、これらの行為に係る工事の着手前又は完了後において、その事業区域の面積が3,000平方メートル以上となるものとする。ただし、当該工事の着手前及び完了後の事業区域の面積が3,000平方メートル以上であって、当該行為により増減する事業区域の面積が変更前の事業区域の10分の1未満であるものを除く。

2 条例第10条第1項に規定する規則で定める行為は、風力発電設備に係る工作物の増設であって、次に掲げるものとする。

(1) 当該増設により増加する風力発電設備の出力が5,000キロワット以上であるもの

(2) 出力が5,000キロワット未満の風力発電設備について、当該増設により出力が5,000キロワット以上となるもの

(1) 区域変更等工事の届出等の趣旨

工事が完了した後の太陽光発電設備等について、太陽光発電設備等の増設、移転、修理又は改造を行う場合には、地域環境に影響を及ぼすおそれがあることから、設置工事と同様に届出等の対象としている。

太陽光発電設備については、事業区域の一定規模の区域変更、若しくは事業区域の面積を変更する場合にも、規則第11条第1項に示すような一定規模の増減について届出の対象としている。

また、風力発電設備については、規則第11条第2項に示す一定規模の増設を行う場合を届出等の対象としている。

これら区域変更等工事に係る手続として、当初の設置工事と同様に、第7条から第9条に規定する近隣関係者への説明や事業計画の届出、工事完了の届出等が必要となる。

(2) 区域変更又は増設等の行為(条例第10条第1項)

太陽光発電設備に係る工作物を増設する場合で、増設する箇所と廃止(撤去)する箇所がある場合、工作物全体での増減ではなく、新たに増設する箇所のみで届出の対象の判断を行う。

当該工事により、事業区域の面積が3,000平方メートル未満の設備が3,000平方メートル以上となる場合、及び事業区域の面積が3,000平方メートル以上の設備が3,000平方メートル未満となる場合は、区域変更等工事の届出が必要である。

また、風力発電設備に係る工作物を増設する場合で、当該増設により、5,000kW以上の出力の増加となる場合、又は出力5,000kW未満の施設が5,000kW以上となる場合に届出の対象となる。

(3) 移転（条例第10条第1項）

事業区域内の既存の太陽光発電設備の一部又は全部を区域内の別の場所へ移動させることを移転といい、従前の工作物を移転する場合に届出の対象となる。

なお、工作物を事業区域外から移動して新たな事業区域内に設置する場合は移転ではなく新設となるため、設置工事として第7条の事業計画の届出の対象となる。

(4) 修理・改造（条例第10条第1項）

太陽光発電設備に係る工作物に不具合が生じた場合において、その材料等を部分的に手直しし、同一構造、機能に復元する場合は修理という。ただし、従前と全く同じ材料等による修理や単なる維持保全のためのメンテナンスは含まない。また、太陽電池モジュールの形状や材質の変更など、既存の工作物の一部を利用し、構造、機能、強度等を変更し、従前と同じ範疇の設備とすることを改造という。これらの修理又は改造を行う場合は届出の対象となる。

(5) 緊急時の対応

災害や一時的又は突発的な事故が発生した場合は、その内容について速やかに町へ報告するとともに、近隣住民等に影響がある場合は近隣住民等に至急連絡すること。

また、災害などで緊急に工作物の修理等が必要な場合で、色彩や材料等に変更がないなど、基準に適合していることが明らかな場合は、60日前までの届出等までは求めないが、災害発生時及び応急措置完了後速やかにその内容を町に報告することが望ましい。

災害などで近隣住民等に影響がある場合は近隣住民等に説明を行い、信頼関係を損なわないように努めることを想定している。

また、本規定は、原則として設置工事完了後のものを対象としており、設置工事中の変更については、第7条第3項により事業計画の変更の届出が必要となる。

なお、条例適用前（令和5年3月20日より前）に既に設置工事に着手しているものに区域変更等を行う場合についても当該規定は適用されることとなる。ただし、既存部分については設置等基準への適合の義務はなく、区域変更工事等を行う部分について設置等基準に適合させる必要がある。

1.3 設置者の氏名等の変更届

(区域変更等工事の届出等)

第10条 (略)

- 2 設置者又は管理者は、設置工事の完了後において太陽光発電設備等に係る設置者の氏名等の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。この場合において、当該届出をする前に、近隣関係者に対し、当該変更に係る事項を説明し、近隣説明実施記録を添えなければならない。

(設置者の氏名等の変更届)

第12条 条例第10条第2項の規定による届出は、設置者の氏名等の変更届出書(様式第5号)を町長に提出して行わなければならない。

- 2 前項に規定する設置者の氏名等の変更届出書には、別表第3に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 設置者の氏名等の変更届の趣旨

設置工事の完了後、太陽光発電設備等の維持管理が開始されることとなるが、例えば、維持管理期間中において、災害等により事業区域外に土砂が流出するなどの緊急の場合に限らず、通常的な維持管理において適切な管理が行われていない場合にも、設置者又は管理者に連絡をとり、対応を求める場合などに、変更後の設置者又は管理者の氏名等を把握しておく必要があるため、届出を行うこととしている。

(2) 設置者の氏名等の変更

本条例における設置者の氏名等の変更とは、第7条第4項で規定しているとおり、①設置者及び管理者の氏名及び住所の変更、②太陽光発電設備等の管理の方法の変更、を指している。

(3) 近隣関係者への説明

近隣関係者へは、変更後の設置者の氏名や管理方法の変更を明らかにしておくため、変更が生じた場合は変更内容について近隣関係者への説明を求めている。なお、説明方法として文書による通知でも可とするが、取扱いについては第8条の解説を参照すること。

(4) 第7条第4項との相違点

第7条第4項の変更の届出は、設置工事の完了前の変更を対象としている。一方、第10条第2項の変更の届出は、設置工事完了後の維持管理段階での変更を対象としており、変更の届出や近隣関係者への説明についても、事業計画全体ではなく、変更した部分のみを対象としている。

また、近隣関係者への説明内容等については、近隣説明実施記録の添付を義務付けている。

なお、本項及び次条の廃止の届出については、管理段階での届出となるため、設置者だけでなく管理者による届出も可能としている。

1.4 廃止の届出

(廃止の届出)

第11条 設置者又は管理者は、太陽光発電設備等を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を町長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第13条 条例第11条の規定による届出は、廃止届出書（様式第6号）を町長に提出して行わなければならない。

2 前項に規定する廃止届出書には、別表第4に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 廃止の届出の趣旨

廃止の届出は、廃止を行う前に届け出ること、廃止する時期等を明らかにし、設置等基準の廃止後の措置に関する基準に照らし合わせて適切な廃止を行うようにするものである。そのため廃止する日の30日前に届け出ることとしている。

なお、事業計画の届出の際に示された廃止後の措置に関する計画については、その時点での予定であるため、廃止を行う前に、実際どのような措置を行うのか確定した内容を改めて届け出るものである。廃止の届出の際には事前に近隣関係者へ説明する必要はない。

(2) 廃止届を提出しない者への対応

廃止届を提出しない者に対しては、第12条の規定により、太陽光発電設備等の状況に関する報告を求め、太陽光発電設備等の状況や事業者の対応に応じて、第13条に基づき指導・助言することも可能である。また、指導に従わない場合は、第14条の規定に基づき、勧告・公表を行うことも可能である。

(3) 設置者又は管理者が倒産等で不明となった時の対応

法的にその権利を引き継ぐ者が、施設の維持管理又は廃止等をせざるを得ないと考えている。このため、法的にその権利を引き継ぐ者に対して第10条第2項の設置者の氏名等の変更の届出や第12条の報告を求める必要があることから、事業計画の届出において、それを確認するための関係者の一人として土地所有者の氏名等についても明記することとしている。

1 5 立入検査等

(立入検査等)

第12条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者又は管理者に対し、太陽光発電設備等の設置等に関して報告を求め、又はその職員に、事務所若しくは事業区域に立ち入り、太陽光発電設備等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(身分証明)

第14条 条例第12条第2項の規定により立入調査をする職員の身分証明書は、様式第7号のとおりとする。

(1) 立入検査等の趣旨

工事中又は維持管理期間中に届出のある太陽光発電設備等に限らず、本条例の施行に必要な限度において、近隣住民からの通報などにより太陽光発電設備等の状況を確認する必要がある場合には、設置者又は管理者に対し、現状の報告を求め、立入検査等を行って、関係書類の検査や関係者に質問することができるようにしている。

また、本条例による届出等を行っていない太陽光発電設備等に対しても、地域環境との調和が図られない状況が発生した場合などに、その状況を把握するため、検査の対象とする設備等について、事業区域の面積が不明である場合も想定されるので、第4条の解説にもあるように、条例を遵守すべき設備の規模を設定していない。

次に、対象の期間は、事業計画の受理後、工事中、維持管理期間中、そして廃止後の太陽光発電設備を撤去した後、事業区域であった土地において、緑化等の修景によって、周辺地域の景観との調和や緑地の保全についての措置を完了するまでの期間を想定している。

(2) 既存の設備への報告の徴収

本規定は、後述する経過措置（届出等の適用）の解説にもあるように、条例施行前に設置した既存の設備についても検査の対象とすることが可能である。これは、条例施行後の設備だけでなく、条例施行前の設備においても、地域環境に及ぼす影響が大きい場合など、必要に応じて報告を求めることができるようにしているものである。この場合、第16条の解説にあるように、FIT法等関係法令、国が示すガイドライン等を遵守する維持管理についてが、報告徴収の対象になる。

(3) 身分証明書・検査の範囲

立入検査をする職員の身分証明書の携帯と提示、また、検査の権限を規定する。

1.6 指導又は助言

(指導又は助言)

第13条 町長は、第7条第1項、第3項若しくは第4項若しくは第9条（第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第10条第2項又は第11条の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が設置等基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 町長は、前条の規定による報告があった場合において、太陽光発電設備等と地域環境との調和を図る必要があると認めるときは、当該報告をした設置者又は管理者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

3 町長は、前2項の規定による指導又は助言をしようとするときは、必要に応じ、関係機関の意見を聴くものとする。

(指導又は助言)

第15条 条例第13条第1項及び第2項による指導又は助言は、指導・助言通知書（様式第8号）により行うものとする。

(1) 指導又は助言の趣旨

本条例の趣旨を踏まえた太陽光発電設備等と地域環境との調和が図られるよう、設置者等に対して設置等基準の遵守や近隣関係者への適切な説明を誘導していくための有効な手段として、指導又は助言の規定を設けている。条例の実効性を担保するため、粘り強く指導や助言を実施していくことが重要となる。

(2) 届出者に対して指導又は助言を行う場合（第1項）

本条例に基づき届出等が提出された際に、設置等基準に適合しない場合や、近隣関係者への説明が十分になされていない場合が考えられる。その場合、届出者に対して、設置等基準への適合や近隣関係者への説明に当たって理解が得られるよう努めることを求めるため、指導又は助言を行うことができるよう規定したものである。

(3) 設置者又は管理者からの報告に対し指導又は助言を行う場合（第2項）

近隣関係者の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれのある場合などには、第12条により、設置者又は管理者にその状況等について報告を求めることができることとしており、その際必要に応じ、指導又は助言を行うことができるよう規定したものである。

(4) 関係機関への意見聴取（第3項）

指導又は助言を行う場合に、必要に応じて、国や県等の関係機関に意見聴取できるよう規定している。関係機関における許認可等の申請状況を確認する場合や、設置等基準への適合性を確認する上で、専門的な意見を聴きたい場合に、条例に基づき意見が聴けるよう規定したものである。

(参考)「指導」と「助言」の違い

「指導」とは、相手方に対しなすべきことを示して、相手方を一定の方向に誘導することであり、「助言」とは、ある行為をする上で必要な事項について助けとなる進言をすることをいう。そのため、指導に従わない場合は、勧告等を行うことができるが、助言に対しては勧告等を行えない。

1.7 勧告及び公表

(勧告及び公表)

第14条 町長は、設置者又は管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者又は管理者に対し、必要な措置を行うべきことを勧告することができる。

- (1) 第9条(第10条第1項において準用する場合を含む。)又は第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 正当な理由なく前条第1項又は第2項の規定による指導に従わないとき。

2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(勧告及び公表)

第16条 条例第14条第1項の規定による勧告は、勧告書(様式第9号)により行うものとする。

2 条例第14条第2項の公表は、日出町公告式条例(昭和29年日出町条例第9号)第2条第2項に定める掲示場における掲示その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 勧告及び公表の趣旨

本条例の目的が達せられるよう設置等基準に適合しない太陽光発電設備等については、粘り強く指導・助言することとしているが、正当な理由がなく、それに従わない場合は、設置者又は管理者の責務を果たしていないと判断し、必要な措置を講ずるよう勧告が行えるようにしている(第1項第3号)。

その上で勧告にも従わない場合は、勧告の内容や設置者の氏名等を公表し、広く知らしめることで、自主的な措置を促すとともに、他の太陽光発電設備等の設置者又は管理者に対しても、条例遵守への意識を認識してもらうようにしている(第2項)。

また、罰則を設けていない第9条や第11条の届出をしない者や第12条の報告を行わない者及びそれに類するものとして虚偽の届出又は報告を行った者に対しても勧告及び公表ができるよう規定している。(第1項第1号及び第2号)。

(2) FIT法との関係

FIT法において、条例の規定に違反している場合は認定の取消しが講じられるよう規定されている。本条例についても、その対象となるため、条例の規定に背いた行為を行う場合には、勧告・公表を行うことと併せて、FIT法において認定の取消しが行われることもあり得ることに留意が必要である。

【参考】

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（FIT法）
（抄）

（再生可能エネルギー発電事業計画の認定）

第九条4項二号

4 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

二 再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

（指導及び助言）

第十二条 経済産業大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（改善命令）

第十三条 経済産業大臣は、認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（認定の取消し）

第十五条 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第九条第4項の認定を取り消すことができる。

一 認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていないとき。

二 認定計画が第九条第4項第一号から第四号までのいずれかに適合しなくなったとき。

三 認定事業者が第十三条の規定による命令に違反したとき。

四 認定計画に係る再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合においては、認定事業者が第十五条の六第2項又は第十五条の十一の規定による積立てをしていないとき。

○FIT法施行規則

（認定基準）

第五条の2 法第九条第4項第二号に規定する再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は次に掲げるものとする。

一 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについて電気事業者の同意を得ていること。

二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること。

三 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること。

※下線は政策企画課による。

1 8 国等の特例

(国等の特例)

第15条 国又は地方公共団体その他規則で定める法人（以下「国等」という。）は、太陽光発電設備等の設置等をしようとするときは、第7条及び第9条から第11条までの規定（第10条第2項後段の規定を除く。）の例により、必要な事項を町長に通知するものとする。

2 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、国等に対し、太陽光発電設備等の設置等に関して報告を求めることができる。

3 町長は、第1項の規定による通知又は前項の規定による報告があった場合において、太陽光発電設備等と地域環境との調和を図る必要があると認めるときは、当該通知又は報告をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

(国等の特例を適用する法人)

第17条 条例第15条第1項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 地方住宅供給公社
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 独立行政法人空港周辺整備機構
- (5) 土地開発公社（都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市が設立したものに限る。）
- (6) 日本下水道事業団

(1) 国等の特例の趣旨

国等の機関については、本条例の目的を踏まえ、当然の責務として、太陽光発電設備等と地域環境との調和を積極的に図られるべきものであるため、本条例の手続については特例とし、近隣関係者への説明等の一部の手続を簡素化している。なお、一般の届出行為については通知とし、指導・助言については要請に代えている。

(2) 国等の範囲

国、県及び市町の地方公共団体以外の法人として、都市計画法の開発許可等の規定に倣い規則第17条に掲げる法人もこれらと同等に扱うこととする。

1.9 維持管理

(維持管理)

第16条 設置者又は管理者は、太陽光発電事業等を実施する間、災害又は生活環境等の保全上に支障が生じないように、太陽光発電設備等及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

(1) 維持管理の趣旨

設置後に太陽光発電設備等の維持管理行為が開始されるが、設置者又は管理者は、発電事業等を実施する間も、FIT法等関係法令、本条例の設置等基準、国が示すガイドライン等を遵守して、条例の目的を達成する義務がある。このため、発電を継続して行うことが可能となるように、設置者又は管理者は、発電設備の保守点検を定期的に行い、常時、安全かつ要綱な状態となるよう適切な維持管理をすること、事業区域及び周辺地域における災害の防止及び生活環境の保全をすることが重要である。

なお、条例施行前設置設備等については、本条例の設置等基準の遵守は、条例施行後に改変する部分のみとするが、設備等の維持管理について本条例の設置等基準を参考にされたい。

山梨県太陽光発電施設の適正導入ガイドライン(本文)(R2.3新訂版)維持管理編より(抜粋)

(1) 定期的な点検

次に掲げるような事業地の異常がないか、計画した排水計画や土砂流出の防止策が計画通りに維持されているか等を確認してください。

- ・敷地内に地割れや陥没がある。
- ・法面に崩れや亀裂がある。
- ・転石が発生している。
- ・太陽光パネルからの雨だれによる過度な洗掘がある。
- ・排水溝以外に水みちが発生し、その部分が集中的に洗掘されている。
- ・大きな水たまりがある。
- ・調整池や排水溝に土砂が堆積している。
- ・事業地外へ土砂が流出している。
- ・柵塀(フェンス等)へ蔦性植物が巻き付いている。
- ・雑草が繁茂している。

(2) 定期的な維持管理

点検により、事業地の異常等が発見された場合は、専門業者に調査を依頼し、必要な補修等の対策をすみやかに講じてください。特に、敷地内の排水設備や雨水排水調節機能を担う調整池に土砂が堆積していると、その機能を十分に果たせなくなるため、定期的に浚渫等を行ってください。

(中略)

台風の接近が予想される場合には、事前に点検を行うなど未然の災害防止策を講じてください。

(2) 維持管理における周辺関係者への対応

維持管理において、周辺関係者から苦情や意見の申し出があった場合は、現地を確認し、必要な対策を話し合う等、誠意を持って対応してください。

なお、維持管理において周辺関係者の生活環境や周辺の地域の自然環境等に影響を及ぼすような大きなトラブルが発生した場合は、必ず町担当課へ報告するようにしてください。

「周辺」は、ある物の近くを取り巻く場所のことで、「近隣」は、隣り合ったごく近いあたりのことである。

(3) 非常時の対応

落雷、大雨、台風、積雪、地震等の発生後は速やかに現地を確認し、飛散・飛来物、架台基礎の変形や感電のおそれ等の異常がないか確認してください。異常が発見された場合には早急に対応してください。また、土石流出等近隣への被害が発生するおそれのある場合には、日出町及び近隣関係者へその旨を連絡してください。

20 委任

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例（令和4年日出町条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(1) 委任の趣旨

本条例の施行に当たり、条例において具体の定めがないものについて、適切に条例が運用できるよう、規則でその手続等を定めることを可能としている。具体には、手続に関する様式・添付図書（規則第3条、第4条、第6条、第10条、第12条、第13条）等について定めている。

21 罰則・両罰規定

(罰則)

第18条 第7条第1項、第3項若しくは第4項（第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第10条第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は近隣説明実施記録に虚偽の記載をして提出した者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(1) 罰則の趣旨（第18条）

事業計画の届出等、本条例において特に重要な行為である住民説明を伴う届出については、その届出を行わなかった者に対して、罰則を設けている。

なお、虚偽の届出をした者や虚偽の近隣説明実施記録を添付した者も、届出をしない者と同等として規定している。

一方、本条で規定していない廃止届出等の行為については、住民説明の必要がなく、その届出がない場合において、行政として報告を求めるなどして粘り強く指導又は助言しながら、必要に応じて勧告及び公表を行う方がより実効性があるとの考えから、罰則規定の対象とはしていない。

(2) 両罰規定について（第19条）

違反行為を行った者のほか、その法人等についても第18条の罰則は受けることとなり、その際の罰金刑の対象になり得ることを規定したものである。

2.2 施行期日

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。ただし、次条第2項及び附則第6条の規定は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、条例附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(1) 施行期日の趣旨

本条例の施行日は一定の周知期間が必要であることから、公布の日から起算して3月を経過した日から施行するとしている。施行日以後に着手する設置工事又は区域変更等工事について、本条例の適用とするためには、太陽光発電設備等の設置工事に着手する日の60日前までに事業計画の届出が必要であることから、附則第3項の規定について、本条例公布の日から起算して1月を経過した日から施行することができることとしている。

2 3 経過措置（届出等の適用）

（事業計画の届出等に関する経過措置）

第2条 第7条第1項（第10条第1項において準用する場合及び第15条第1項においてその例による場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する設置工事又は区域変更等工事について適用する。

- 2 施行日から3月を経過する日までの間に設置工事又は区域変更等工事に着手する場合における第7条第1項（第10条第1項において準用する場合及び附則第6条第1項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）及び第8条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「次条第1項の説明の実施状況を記録した書類（以下「近隣説明実施記録」という。）を添えて、当該太陽光発電設備等の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）とあるのは「当該太陽光発電設備等の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）を町長に届け出なければならない。この場合において、当該設置工事に着手する日の30日前までに、次条第1項の説明の実施状況を記録した書類（以下「近隣説明実施記録」という。）と、第8条第1項中「前条第1項、」とあるのは「設置工事をしようとする場合にあっては前条第1項の規定による届出に係る設置工事に着手する日の30日前までに、設置工事の着手予定日等の変更をしようとし、又は設置者の氏名等を変更した場合にあっては同条」とする。

（設置者の氏名等の変更の届出に関する経過措置）

第3条 第10条第2項（第15条第1項においてその例による場合を含む。）の規定は、施行日以後に設置工事又は区域変更等工事に着手する太陽光発電設備等に係る設置者の氏名等の変更について適用する。

（廃止の届出に関する経過措置）

第4条 第11条（第15条第1項においてその例による場合を含む。）の規定は、施行日以後に設置工事又は区域変更等工事に着手する太陽光発電設備等の廃止について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第5条 第18条及び第19条の規定は、施行日から3月が経過した日以後に着手する設置工事又は区域変更等工事について適用する。

（準備行為）

第6条 設置者又は管理者は、施行日前においても、第7条第1項、第3項又は第4項（第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定の例により、設置工事又は区域変更等工事に係る事業計画を町長に届け出ることができる。この場合において、当該届出をした者は、施行日においてこれらの規定による届出をしたものとみなす。

- 2 国等は、施行日前においても、第15条第1項の規定の例により、設置工事又は区域変更等工事に係る事業計画を町長に通知することができる。この場合において、当該通知をした国等は、施行日において同項の規定による通知をしたものとみなす。

（事業計画の届出等に関する経過措置）

- 2 条例附則第2条第2項の規定により読み替えて適用する条例第7条第1項後段（条例第10条第1項において準用する場合及び条例附則第6条第1項においてその例による場合を含む。）の規定による近隣説明実施記録の届出は、様式第2号によるものとする。

(準備行為)

3 第11条の規定は、条例附則第6条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による通知について準用する。

(1) 経過措置の趣旨

本条例の施行日（以下「施行日」という。）は附則第1条で規定しているとおりであるが、本規定は、条例に基づく届出等の行為の適用の開始を明記しているものである。第7条第1項の事業計画の届出（第10条第1項の区域変更等工事において準用する場合及び第15条第1項の国等においてその例による場合を含む。）、第10条第2項の設置者の氏名等の変更届（第15条第1項においてその例による場合を含む。）、第11条の廃止の届出（第15条第1項においてその例による場合を含む。）の規定について、施行日以後に設置工事又は区域変更等工事に着手する太陽光発電設備等について適用となる。

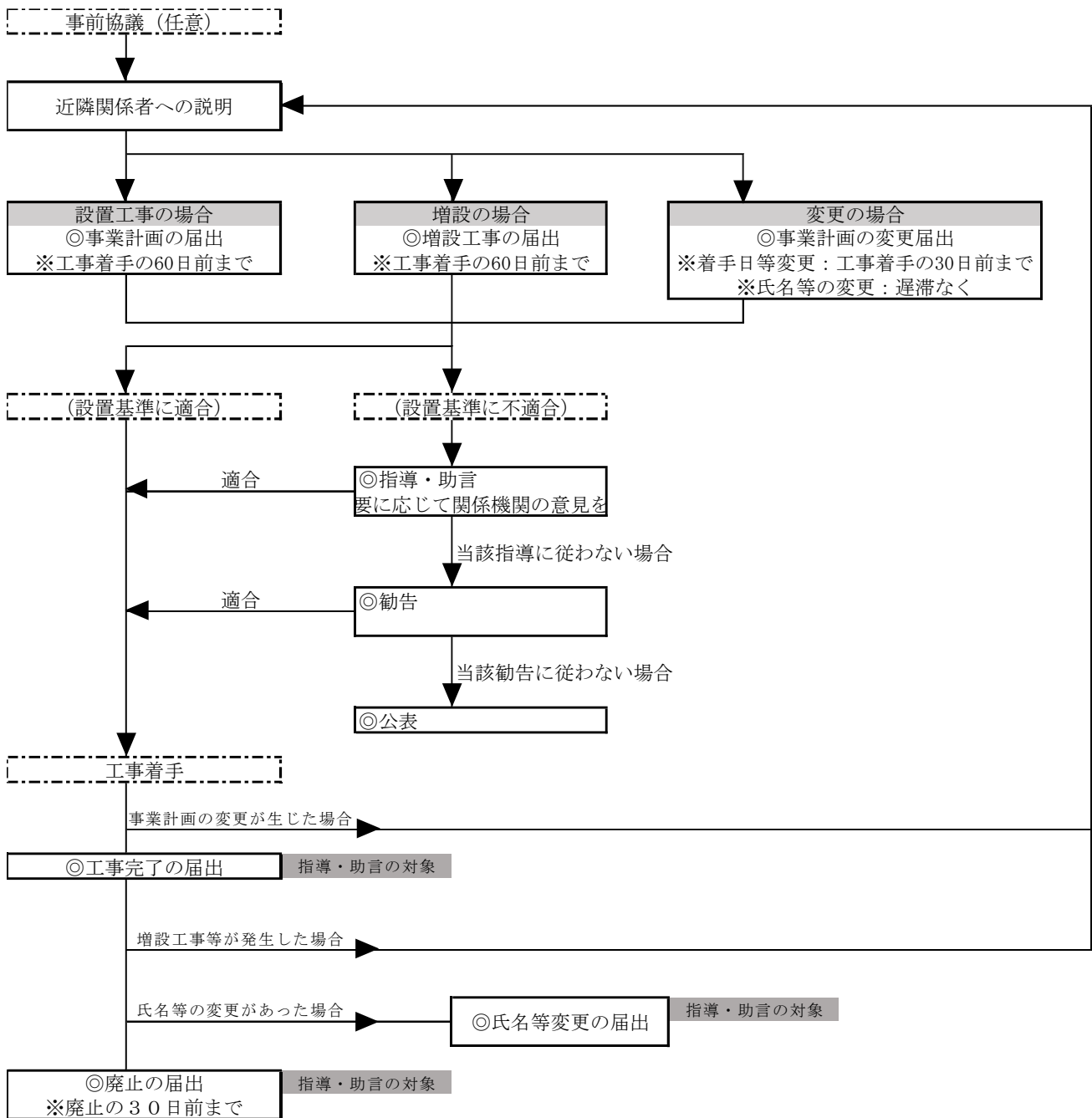
(2) 経過措置の対象となる行為について

第2条では、事業計画の届出の規定は、施行日以降に着手する設置工事等に適用するため、条例第7条第1項により届出を行った者が行う第7条第3項及び第4項の事業計画の変更の届出、第8条の近隣関係者への説明、第9条の工事完了の届出の行為についても自動的に施行日以後に着手する設置工事等に適用されることとなる。また、第3項及び第4項により設置者又は管理者が行う設置者の氏名等の変更届及び廃止の届出についても同等である。さらに、これらの届出に関する指導、助言、勧告、公表等の行為も同等である。

なお、ここで、第12条の立入検査等の行為については経過措置の対象となっておらず、それに伴う指導・助言、勧告・公表の行為についても同様であることから、条例施行日（令和5年3月20日）以前に工事着手している既存の施設についても適用を受けることになる点に注意が必要である。詳しくは「7 事業計画の届出」の別表「太陽光発電設備等の属性別の条例の規定の適用状況」を参照のこと。

手続解説編

1 太陽光発電設備等の設置に係る届出等に係る標準的な手続フロー



※工事着手までに他法令の許可等が必要な場合がありますのでご注意ください。

2 基本的な考え方

条例に基づく太陽光発電設備等の設置に係る届出等の流れについては、逐条解説編1の図「設置工事及び区域変更等工事の届出等の流れ」に示したとおりである。

また、条例には規定していないが、条例に基づくそれらの届出に当たり、届出者の負担の軽減と届出手続の円滑化を図るために、設置者と町との間で、事業計画の届出及び近隣関係者への説明の前に事前協議を行うことが有効と考えている。

そのため、事前協議を含む標準的な手続の流れとして、前頁の「太陽光発電設備等の設置に係る届出等に係る標準的な手続フロー」を定めている。

「手続解説編」では、前頁のフローに基づき、段階毎にその標準的な手続の解説等を示すことで、関係者が円滑な届出等業務を進める上で役立てていただければと考えている。

3 事前協議

(1) 事前協議の考え方

本条例の運用として、事業計画の届出及び近隣関係者への説明に先立ち、設置者と町との間で、事前協議を行うことが望ましい。これは、本条例に条例の目的の達成のために特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として規定しており、抑制区域を事業区域に含めないように求めている。抑制区域は、事業の継続困難が想定されるため、条例、規則において抑制区域を周知しているが、土地の選定において、設置者と町とで確認する必要がある。

また、本条例において、事業計画の届出の前に、規則第9条に定める近隣関係者への説明を義務付けており、

- ①太陽光発電設備等の設置場所ごとに、近隣関係者のうち規則第9条第1項第4号に規定する「事業の実施により土砂災害の影響を受けるおそれがある区域に居住する者その他町長が別に定める者」が異なるため、事前にその範囲を確定する必要があること。
- ②設置しようとする太陽光発電設備等が設置等基準に適合しているかをあらかじめ確認することで、事業計画の届出時に変更が生じた場合に、再度近隣関係者への説明を行わなければならないような事態を極力避けるべきであること。

等の理由により、事前協議を導入するものである。

(2) 事前協議における役割分担

設置者	町	関係機関
事業用地の選定	条例、規則において抑制区域を周知 抑制区域が事業予定地に含まれていない確認	
町に事業計画(案)を提示し事前協議を実施	事業計画(案)を踏まえ、 ・近隣関係者の範囲及び説明の方法等の提示 ・設置等基準への適合性の確認及び助言又は指導 ・想定される町所管の関係法令等手続の情報提供 ・窓口の情報提供	必要に応じて、町から関係機関へ、 ・事業計画(案)の情報提供 ・関係法令に基づく手続状況を確認

(3) 事前協議における手続

事業区域についての事前協議

- ・設置者は、事業区域の範囲や計画内容が把握できる図面等を持参の上、政策企画課を訪問して抑制区域が事業区域に含まれていないか確認する。抑制区域が事業区域に近接している場合は、町の各担当窓口（別添「担当窓口一覧」参照）を訪問して協議し、確認する。

設置等基準への適合性と近隣説明会についての事前協議

- ・設置者は、事業区域の範囲や計画内容が把握できる図面等を持参の上、町の各担当窓口（別添「担当窓口一覧」参照）を訪問する。（必ずしも正式に提出する事業計画書一式をそろえる必要はないが、事業計画の全容が分かる図書によることが望ましい。）
- ・各担当窓口は、提示された資料に基づき、設置等基準への適合性について確認の上、必要に応じて基準に適合させるための助言を行うとともに、設置者からの質問等に応じる。また、別添の「太陽光発電設備の設置工事等に関する主な法令等一覧」を提示することで、関係法令の確認に対する設置者の負担軽減を図り、また関係課局にとっては手続漏れを防ぐことが可能となる。
- ・規則第9条第1項第4号に規定する近隣関係者を町と協議して、事前にその範囲を確定する。また、地元自治区等に対する説明会を円滑に進めるため、必要に応じて自治区長等の連絡先や説明会場の候補地等説明会の方法についても助言することができる。
- ・事業計画の届出までに、里道水路の付け替えの手続き等や地元自治区等と工事期間中の協定書の手続き等についても助言することができ、事業者の負担等を軽減することができる。
- ・事業区域内の排水施設の放流先については、放流先の水利権者等関係者の同意が得られていることを原則とするので、必要に応じて助言することができる。

4 近隣関係者への説明（条例第8条）

(1) 近隣関係者への説明の考え方

- ・近隣関係者への説明については個別に説明するか、又は自治区等のまとまった者を対象とする場合には説明会によることもできる。その場合、欠席者に対しては、自治区長等と相談の上で、個別説明又は書面による説明を行うこととする。
- ・説明会とする場合の留意点

開催場所	自治公区館、地区公民館などの町の施設、小中学校等の体育館など、近隣関係者が参集しやすい場所
日時・開催回数	平日の10時から17時までの時間帯に1回及びこれと異なる平日の19時から22時までの時間帯、土曜日、日曜日又は祝日のいずれかに1回など、属性の異なる住民が参加できるよう複数回開催することが望ましい。ただし、自治区等と協議の上、調整を行った場合はこの限りでない。 また、町が特に必要があると認めるときは、上記に追加して説明会の開催を求めることができる。
周知の方法	回覧板、個別のポスティングなどを活用（近隣関係者への周知の方法は、対象者に漏れがないよう自治区の回覧などを活用し十分な対応を図ることが望ましい。）

- ・個別説明とする場合の留意点

対象者の在宅時間帯を事前に把握するなどして、対象者に漏れがないように行うこと。

(2) 近隣関係者が説明に応じないときの対応例

説明においては、近隣関係者の理解が得られるように努めなければならない。しかしながら、下記のように、近隣関係者が説明に応じない場合や応じられない理由を明らかにしないなどの場合に限り、その旨を近隣説明実施記録に明記し、事業計画を届け出ることにも可能とする。

ケース	その対応例
訪問しても住民がいない	平日や休日など複数回訪問するとともに、自治区などに居住者の所在の情報提供を受けながら、説明の機会の確保に努める。なお、その結果面会できない場合は、書面による説明に代える。
訪問したが話を聞いてくれない	多忙な場合もあるため、平日や休日など複数回訪問し、説明の機会に努める。なお、どうしても面談できない場合はその理由を明らかにするとともに、書面による説明に代える。

(3) 近隣関係者の理解が得られない場合の対応例

説明会等において事業計画の内容を十分に説明し、地域環境との調和について近隣関係者の理解が得られ、反対意見が出ないように努力する。反対意見があった場合でも、その意見を十分に聴いた上で、計画の修正など設置者の努力ができないか検討する。計画の修正ができない場合は、設置者の考え方や周辺環境に及ぼす影響等について丁寧に説明を行い、可能な限り理解が得られるよう努める。近隣関係者の立場に沿う努力が望ましい。

説明会等を複数回開催することも必要と思われる。

(4) 近隣関係者の中に反対者がいた場合の対応例

理解が得られるよう可能な限り努力しても、反対する者がある場合は、近隣説明実施記録において、近隣関係者からどのような意見があったのか、それに対してどのような対応を行ったのかを明記して、事業計画を届け出ることにも可能とする。

町が、近隣関係者の意見に対する対応が不十分と判断した場合は、届出者に対して誠意を持って対応するよう、指導、助言を行うこととする。指導、助言に当たっては、設置等基準を満たしており、近隣関係者の意見に対して誠意をもって対応しているにもかかわらず、理解が得られない場合などもあるため、近隣関係者の意見や対応内容を確認し、適宜判断することとなる。

(5) 近隣説明実施記録の記入要領

原則として説明した相手ごとに作成する必要があるが、自治区等ひとまとめにして記載が可能な場合はこの限りでない。

様式の下欄の注意書に基づき記入すること。なお、当該欄に書ききれない場合は別紙とすることも可とする。

5 設置工事又は区域変更等工事における事業計画の届出（条例第7条第1項、第10条第1項）

(1) 事業計画の届出等における役割分担

	設置者	町	関係機関
届出	町の窓口（政策企画課）に事業計画届出書を提出	事業計画届出書の記載漏れ、図書の添付漏れ等を確認の上、受付	—
事業計画の確認	—	事業計画が設置等基準等に適合しているかを確認。必要に応じて、関係機関に意見照会	町の求めに応じて事業計画に係る照会に対応
（指導・助言）	指導・助言に基づき事業計画を修正	設置等基準等に適合していない場合は、届出者に対し指導・助言	—
（勧告・公表）	勧告に基づき事業計画を修正	指導に従わない場合は、勧告及び公表	条例に違反している場合は、関係機関へ通報又は情報提供

(2) 事業計画届出書の提出等

事業計画の届出については、事業計画届出書（様式第1号）に近隣説明実施記録（様式第2号）及び必要図書（規則別表第1参照）を添付して、設置工事に着手する日の60日前までに提出する。原則として全ての必要図書を添付するものとするが、他法令に関する許可等の写し等は、当該許可等の処分等がなされた段階で提出することも可能とする。この場合においては、設置工事の着手までに同写し等を提出するものとする。

なお、届出書の記載事項に不備があるもの、届出書に必要な書類（他法令に関する許可等の写し等が後に提出される場合の当該許可等の写し等を除く。）が添付されていないもの、事業計画が他法令の規定等に抵触し、その実現性や真実性が認められないものについては、届出の要件を満たさないものであること及び設置工事については適正な届出がなされた日から起算して60日が経過した日以降でなければ着手できないことに留意する必要がある。

(3) 事業計画の確認

事業計画の設置等基準への適合等の確認を行う機関は、基本的には町となるが、必要に応じて、関係機関の意見を聴きながら指導等を行う。

6 事業計画の変更の届出（条例第7条第3項又は第4項）

（1）事業計画の変更の手続

事業計画に変更が生じることが判明した場合は、内容によって届出の要、不要や届出方法が異なるため、早い段階で町に相談すること。その上で、住民説明が必要な場合は説明後、事業計画の変更の届出を行うこととなる。

届出に当たっては、変更後の事業計画届出書（様式第3号）に必要図書を添付して、当該変更に係る設置工事に着手する日の30日前までに提出する。事業区域に関する事項、工程に関する事項、施工体系について変更する場合は、事業計画届出書（様式第1号）を準用して添付すること。また、他法令に関する許可等の写し等は、当該許可等の処分等がなされた段階で提出することも可能とする。この場合においては、当該変更に係る設置工事の着手までに同写し等を提出するものとする。

事業計画の変更の届出等における役割分担等については、「5 設置工事又は区域変更等工事における事業計画の届出」の(1)～(4)に準ずる。

7 完了の届出（条例第9条）（1）工事完了届出書の提出等

工事完了の届出書については、工事完了届出書（様式第4号）に必要書類を添付して提出する。

町は、工事が完了しているか否かについて、添付書類（カラー写真又は他法令に関する許可等における完了検査済証等の写し）で確認するとともに、必要に応じて現地確認も行う。

8 設置者の氏名等の変更の届出（条例第10条第2項）

（1）設置者の氏名等の変更届出書の提出等

太陽光発電設備等の完了後において、設置者の氏名等の変更（設置者及び管理者の氏名及び住所の変更、太陽光発電設備等の管理の方法（廃止後の措置を含む）をしたときは、遅滞なく届出が必要となる。届出については、設置者の氏名等の変更届出書（様式第5号）に必要書類を添付して提出する。

9 廃止の届出手続（条例第11条）

（1）廃止届出書の提出

設置者又は管理者は太陽光発電設備等を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに届出が必要となる。届出については、廃止届出書（様式第6号）に必要書類を添付して提出する。

10 添付書類について

届出に必要な添付図書について、作成に当たり留意する事項について以下に記載する。必要に応じて複数の図書の一つにまとめることや一つの図書を別図に分割することを可能とする。

(1) 事業計画届出書の添付図書（規則別表第1参照）

図書の種類 (縮尺)	明示すべき事項等	備考
1 設計説明書	(1) 設置者及び管理者の概要 (2) 事業区域の概要 (3) 工事の概要 (4) 防災上の措置に関する設計の概要 (5) 安全性の確保に関する設計の概要 (6) その他町長が必要と認める事項に関する設計の概要	様式例1参照
2 位置図 (1/10,000以上)	(1) 方位 (2) 事業区域及び抑制区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (5) 事業区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路	
3 区域図 (1/2,500以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 土地の形状 (4) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番、当該土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称	(4)については、別紙にて明示することも可能
4 求積図 (1/500以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の面積の求積に必要な寸法及び算式 (3) 事業区域内に現存する森林の面積及び保全する森林の面積の求積に必要な寸法及び算式 (4) 太陽光発電設備にあつては、湖沼、ため池等の水面の面積の求積に必要な寸法及び算式	
5 現況図 (1/2,500以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 地形及び土地利用の状況 (4) 事業区域内に現存する森林の位置及びその主要な樹種 (5) 現況植生の状況 (6) 現況写真との照合符号及び撮影方向	
6 現況写真	事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真	

7 配置図 (1/1,000 以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 工作物の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 (6) 事業区域内の植栽計画 (7) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状	
8 平面図 (1/500 以上)	工作物の形状、寸法、材料の種別、仕上げ方法及び色彩	
9 立面図 (1/500 以上)	工作物の形状、材料の種別、仕上げ方法及び色彩	
10 断面図 (1/500 以上)	(1) 工作物の形状及び高さ (2) 工作物を設置する地盤の形状及び勾配 (3) 太陽光発電設備にあつては、太陽電池モジュールの傾斜角度	
11 完成予想カラー図	※工作物の形状及び色彩	立面図に着色することで省略可能
12 造成計画平面図 (1/1,000 以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 切土又は盛土（以下「切土等」という。）を行う土地の位置及び形状 (4) 切土等を行った後の地盤面の計画高 (5) 崖又は擁壁の位置 (6) 法(のり)面の保護の方法 (7) 縦横断線の位置	
13 造成計画縦横断図 (1/1,000 以上)	(1) 事業区域の境界 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖又は擁壁の位置 (4) 法(のり)面の保護の方法	
14 排水施設計画平面図 (1/500 以上)	(1) 排水区域の区域界 (2) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法(のり)寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	
15 崖の断面図 (1/50 以上)	(1) 崖の高さ、勾配及び土質 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖面の保護の方法	

16 擁壁の断面図 (1/50 以上)	(1) 擁壁の寸法及び勾配 (2) 擁壁の材料の種別及び寸法 (3) 裏込めコンクリートの寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 水抜穴の位置、材料及び内法(のり)寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面 (7) 基礎地盤の土質 (8) 基礎ぐいの位置、材料及び寸法	
17 工作物の構造 図 (1/50 以上)	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法	
18 管理方法説明 書	(1) 管理者等の概要 (2) 管理の方法等の概要 (3) 廃止後において行う措置に関する計画の概要 (4) その他町長が必要と認める事項に関する概要	様式例 2 参照
19 廃止後の措置 を示した平面図 (1/1,000 以上)	廃止後において行う措置に関する計画	
20 その他町長が 必要と認める 図書	関係法令に基づく許可書その他参考となる書面の写し	

(2) 変更後の事業計画届出書の添付図書

(1) の事業計画届出書の添付書類に準ずるが、変更内容に関係のない図書については省略することが可能。

(3) 工事完了届出書の添付図書（規則別表第 2 参照）

図書の種類	明示すべき事項等	備考
1 工事写真	設置工事の各工程の状況及び工事完了後の状況が分かるカラー写真	FIT 法施行規則 第 5 条第 1 項第 5 号に規定する 標識の設置がわ かる写真
2 その他町長が 必要と認める 図書	関係法令に基づく許可書その他参考となる書面の写し	

(4) 設置者の氏名等の変更届出書の添付図書（規則別表第3参照）

図書の種類	明示すべき事項等	備考
1 変更内容の分かる図書	(1) 設置者及び管理者の変更の内容 (2) 管理の方法の変更の内容 (3) 廃止後において行う措置に関する計画の変更の内容 (4) その他町長が必要と認める事項に関する変更の内容	
2 その他町長が必要と認める図書		

(5) 廃止届出書の添付図書（規則別表第4参照）

図書の種類 (縮尺)	明示すべき事項等	備考
1 廃止前の現況写真	廃止前の太陽光発電設備等の現況が分かるカラー写真	
2 廃止後の措置を示した平面図 (1/1,000 以上)	廃止後において行う措置に関する計画	
3 その他町長が必要と認める図書		

11 申請書及びその他の様式
様式第1号（第3条関係）

事業計画届出書

年 月 日

日出町長 様

届出者 住所

氏名

電話

日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例 第7条第1項
第10条第1項にお
いて準用する第7条第1項 の規定により、次のとおり事業計画書を届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
事業区域の所在地	
事業計画に係る太陽光発電設備等の区分	太陽光発電設備 風力発電設備
事業区域の面積	平方メートル
太陽光発電設備又は風力発電設備の出力	キロワット
工事の設計	
太陽光発電設備等の管理の方法（廃止後において行う措置を含む。）	
その他必要な事項	
※受理番号・年月日	年 月 日 第 号
※備考	

（注） ※印のある欄は、記入しないでください。

事業区域に関する事項

1 事業区域の所在地に関する事項

所在	地目		面積（平方メートル）	
	登記	現況	登記	実測
計				

2 事業区域の土地の現況に関する事項

(1) 所有者別現況

区分	自己所有	他者所有	その他	計
面積（平方メートル）				

(2) 地目別面積

区分	田・畑	山林	原野	その他	計
面積（平方メートル）					

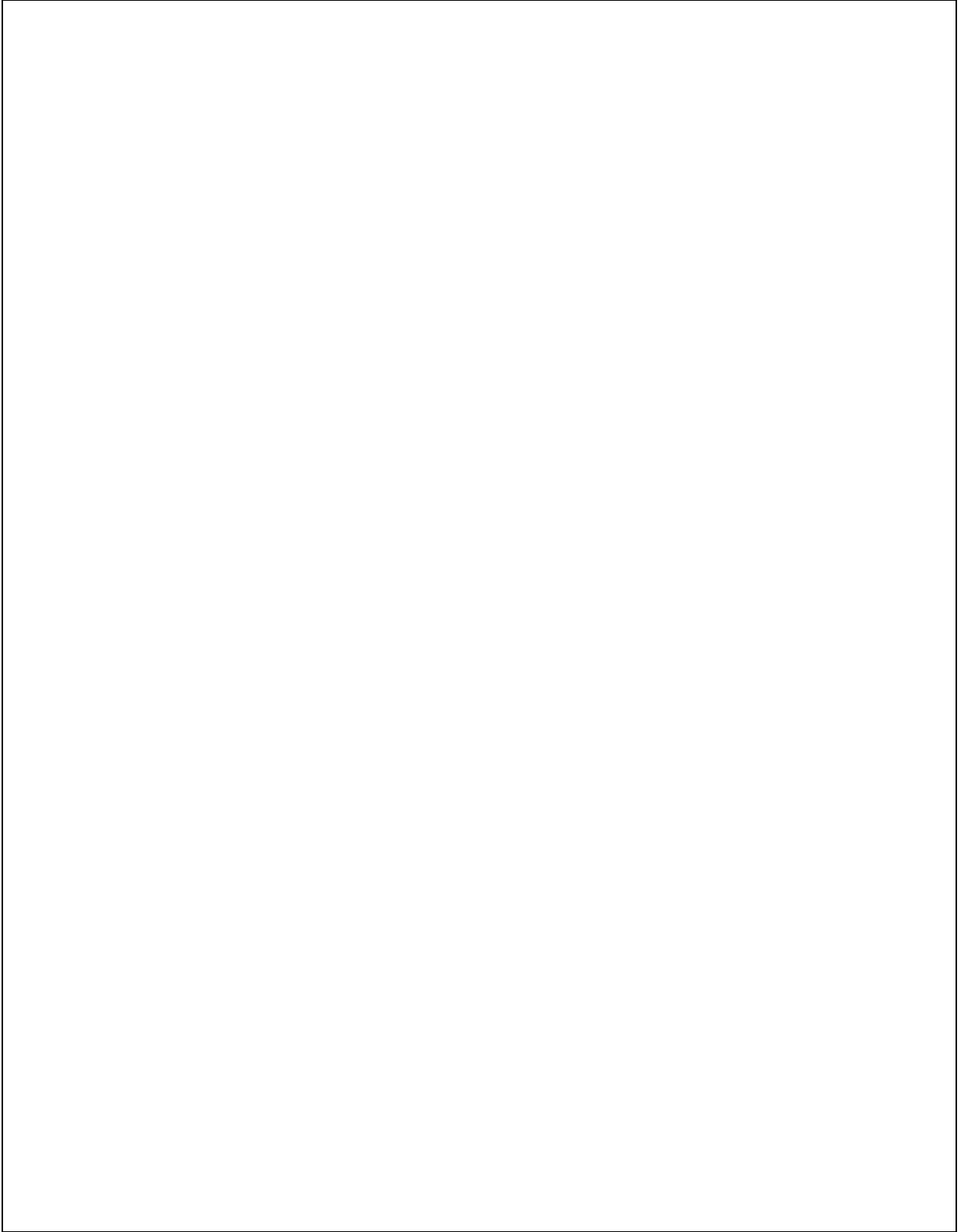
工程に関する事項

(1) 工事期間 工事着手予定年月日 年 月 日
 工事完成予定年月日 年 月 日
 系統連系開始予定年月日 年 月 日

(2) 工程表

工 種	着手	完成

施工体系图



年 月 日

日出町長 様

届出者 住所
氏名
電話

日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例

第7条第1項・第3
第10条第1項にお
第10条第2項

項・第4項

いて準用する第7条第1項・第3項・第4項

の規定により、次のとおり近隣関係

者に説明を行いました。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
事業区域の所在地	
説明した近隣関係者の氏名等及び事業区域との関係	
説明の方法	
説明の状況	
※ 備考	

- (注) 1 「説明した近隣関係者の氏名等及び事業区域との関係」の欄には、説明した近隣関係者の氏名又は地元自治区等の名称及びその者が第9条各号のいずれに該当するかを記入してください。
- 2 「説明の方法」の欄には、説明の方式並びに当該説明をした日時及び場所を記入してください。
- 3 「説明の状況」の欄には、説明の内容、近隣関係者からの意見及び要望並びにそれらに対する回答、近隣関係者の理解状況等を記入してください。
- 4 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第3号（第6条関係）

変更後の事業計画届出書

年 月 日

日出町長 様

届出者 住所
氏名
電話

日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例第7条第3項・第4項の規定により、 年 月 日付けで届け出た事業計画について、次のとおり変更後の事業計画を届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
事業区域の所在地	
事業計画に係る太陽光発電設備等の区分	太陽光発電設備 風力発電設備
事業区域の面積	平方メートル
太陽光発電設備又は風力発電設備の出力	キロワット
工事の設計	
太陽光発電設備等の管理の方法（廃止後において行う措置を含む。）	
その他必要な事項	
※受理番号・年月日	年 月 日 第 号
※備考	

(注) 1 変更部分について変更前のものと変更後のものが対比できるように2段書とし、変更前のものはかっこ書で上段に、変更後のものは下段にそれぞれ記入してください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第4号（第10条関係）

工事完了届出書

年 月 日

日出町長 様

届出者 住所

氏名

電話

日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例

第9条

第10条第1項にお

いて準用する第9条 の規定により、 年 月 日付けで届け出た事業計画

に係る工事が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人 その他の団体にあつては、そ の名称及び代表者の氏名並び に主たる事務所の所在地）	
事業区域の所在地	
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
※ 受理番号・年月日	年 月 日 第 号
※ 備考	

（注） ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第5号（第12条関係）

設置者の氏名等の変更届出書

年 月 日

日出町長 様

届出者 住所
氏名
電話

日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり太陽光発電設備等に係る設置者の氏名等の変更を届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）		
事業区域の所在地		
変更の内容	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	
変更理由		
近隣関係者に対する説明の概要		
※ 受理番号・年月日	年 月 日 第 号	
※ 備考		

- (注) 1 「近隣関係者に対する説明の概要」の欄には、説明の方法及び状況を記入してください。
 2 法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本を添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第6号（第13条関係）

廃止届出書

年 月 日

日出町長 様

届出者 住所
氏名
電話

日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例第11条の規定により、次のとおり太陽光発電設備等を廃止するので届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
事業区域の所在地	
廃止予定年月日	年 月 日
廃止後において行う措置	
※ 受理番号・年月日	年 月 日 第 号
※ 備考	

（注） ※印のある欄は、記入しないでください。

12 (参考) 太陽光発電設備の設置工事等に関する主な担当窓口一覧 (調整中)

※ 本一覧は太陽光発電設備の設置工事等に関する町等が所管する主な法令等の一覧であり、工事等の内容によっては他の法令等の手続が必要となる場合があります。掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等により、最終的な確認・手続をしてください。

主な法令等の名称	規制等の対象となる項目	問合せ・手続の担当窓口
	太陽光発電設備等の設置に関して疑義等がある場合は、まず右記の担当課にご相談ください。	政策企画課
国土利用計画法	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	政策企画課
都市計画法	都市計画法に基づく開発許可(風致地区)	都市建設課
宅地造成等規制法	宅地造成等規制法に基づく工事許可	都市建設課
河川法	河川法に基づく工作物の新築棟の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	都市建設課
港湾法	港湾法に基づく港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用の許可、臨港地区内における行為の届出	大分県別府土木事務所
海岸法	海岸法に基づく海岸保全区域等の占用許可	大分県別府土木事務所
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	大分県別府土木事務所
砂防法	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	大分県別府土木事務所
地すべり等防止法	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域内の行為許可	大分県別府土木事務所
景観法	景観法に基づく届出	都市建設課
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	農林水産課
農地法	農地法に基づく農地転用許可	日出町農業委員会事務局
森林法	森林法に基づく林地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林の届出手続	大分県東部振興局
	森林法に基づく伐採届	農林水産課
文化財保護法	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	日出町教育委員会 社会教育課
土壤汚染対策法	土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	住民生活課
自然公園法	自然公園法に基づく工作物新築許可等	都市建設課
自然環境保全法	自然環境保全法に基づく工作物新築許可等	大分県
絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区の行為許可等	大分県
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可	大分県
環境影響評価法・条例	環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続	大分県